

意見提出者	社団法人全国地方銀行協会
1. 項目	地方税等の収納方法に関する規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>地方税等の収納については、地方自治法施行令等により、その収納方法が限定列挙されており、少額の行政手数料の納付は、現金、証紙による方法に限定されている。近年、非接触ICカード（Suica、PASMO等）などRFIDの技術を活用した優れた方法が急速に普及しつつあるが、上記の規制があるため、地方公共団体では、こうした技術を活用した収納方法を採用することができない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第20条の6（第三者の納付） ・地方自治法第231条の2（証紙による収入の方法等） ・地方自治法施行令第155条（口座振替納付） ・地方自治法施行令第156条、第157条（証券による納付） ・地方自治法施行令第157条の2（指定代理納付者による納付） ・地方自治法施行令第158条、158条の2（私人への委託）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>総務省では、RFIDの技術を利用した収納方法が現行の地方自治法および同法施行令に規定する収納方法に該当するか否かについて、収納時期、収納権限の付与等、個別の決済スキームごとに判断する必要があるとしている。このため、技術革新が進み収納をめぐる環境の変化に対応できるよう法令により収納方法を限定列挙する制度を見直し、地方公共団体が取り扱える収納方法の条件を明示する等により、一定の範囲で地方公共団体が自主的な判断で収納方法を採用できる措置を検討する。</p>

意見提出者	社団法人全国地方銀行協会
-------	--------------

1. 項目	書面による納税通知等
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国税は、国税通則法により、税務署長等が発する書類（納付書等）を郵便等により送達することとされているが、法律により電子的方法による通知が可能となっている。</p> <p>ただし、納税告知書、督促状等の処分性を有する文書については、行政機関が保有するシステムの中に設けた利用者個々のディスクエリアに通知データを記録しただけでは通知が到達したこととならず、利用者が利用者個々のディスクエリアから通知データをダウンロードしなければ通知が到達したこととならないとの理由から、電子的方法による通知がなじまないとしている。</p> <p>一方、地方税については、総務省令により電子的方法による納税通知書の交付が可能となっているが、具体的な実施方法が定められていない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>国税の納税告知書等については、ICT利活用ならびに納税者の利便性の観点から、納税者や企業が希望すれば、その責任において電子的方法で受け取ることを可能とする。</p> <p>地方税の納税通知書については、納税者の利便性向上ため、電子的方法による交付の具体的な実施方法を早急に検討すべきである。</p>

意見提出者	社団法人全国地方銀行協会
1. 項目	金融機関の地方公共団体への書類による収納情報の提供
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、指定金融機関等は、地方自治法施行令により、納入に関する書類に基づかなければ地方税等を収納できないこととなっている。一方、指定金融機関から地方公共団体に提供する地方税等の収納情報については、地方自治法上の規制はないものの、上記のとおり書類による収納が法定化されていることから、多くの地方公共団体において、財務規則などにより、金融機関が書類（納入済通知書）を提供することを定めている。</p> <p>このため、日常的に、金融機関から地方公共団体に対し、膨大な枚数の納入済通知書が送付されており、地方公共団体では、当該書類に記載された収納情報を電子データに変換するための膨大な作業を行っている。こうした書類による取扱いがICTの利活用ならびに地方公共団体、金融機関の事務の電子化、効率化を阻む一因となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第168条の3第1項、第173条の2
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>地方自治法上での規制はないものの、多くの地方公共団体において財務規則等により金融機関が書類を提供することを定めていることから、指定金融機関から地方公共団体に収納情報を電子データで送信する場合には、書類の送付は不要とする旨法令・規則等で明確化する。</p> <p>また、各地方公共団体が書類を前提とした処理を電子化する場合には、財務会計システム等の改修に多大な経費負担が生じるが、この負担を軽減するため、総務省が推進するクラウドコンピューティングを活用した地方公共団体のシステム共同化や業務の標準化に向けた取組みに合わせて本対応も検討すべきである。</p>

意見提出者	社団法人日本テレワーク協会
1. 項目	地方自治体職員のテレワーク導入促進による住民サービスの向上
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>民間企業におけるテレワークは、テレワーカーを就業者数の20%にするという政府目標に向けたさまざまな促進策の効果もあり、導入する企業が増加してきている。ICT（情報通信技術）を活用して場所や時間の制約なく働くことが出来るテレワークは、生産性の向上、事業継続性の確保といった事業主側の効果に加えて、ワーク・ライフ・バランスの向上という観点から従業員側にも大きな効果をもたらす働き方として注目されている。特に、地方自治体の場合には、災害や悪天候（大雪など）時や、新型コロナウイルス等によるパンデミック、または今回の口蹄疫による行動が制限される状況下においても、在宅勤務であれば業務を継続することによって住民サービスの低下や停止を防ぐことが出来る。</p> <p>こうしたテレワークの効果に着目して、在宅勤務を中心としてテレワークの試行を実施する地方自治体も増加している。しかしながら、試行実施した自治体の多くは、在宅勤務などのテレワークに対応した規定が整備されていないために、在宅勤務は「自宅出張」という極めて変則的な形式をとらなければならないという問題を抱えており、そのためもあって試行段階から本格的な実施に移行できない状況がみられる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>職員服務規程に、「職員は、定刻までに出勤し、それぞれの所属長席において、自ら出勤簿に押印しなければならない。」という定めがある場合は、在宅勤務を実施するに当たっては、自宅へ出張という形式をとらざるを得ないという状況がみられる。また、職員の勤務場所を「自治体の組織内」と定め、それ以外の場所で勤務する場合には別途定める必要があり、また仮に職員の自宅を勤務場所として特定した場合にも、事業主としては職員の自宅の勤務場所が、労働安全上問題がないか確認をする必要が出てくるなど、負担が大きくなることなどから出張形式にせざるを得ないという問題も指摘されている。</p> <p>地方自治体職員のテレワークを本格的に推進するためには、地方自治体職員の服務規程や労働時間管理について、国として指針、あるいはガイドライン等を策定し、上記した緊急時でもテレワークのような柔軟な働き方が取れるように支援する必要がある。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>現在進められている自治体クラウドについても、クラウドシステムの中に職員がテレワークを行うときに必要なシステムやツールを組み込んでおくことが、将来のテレワークの運用にとって重要である点も指摘しておきたい。通常の執務場所とは異なる場所で仕事をするテレワークでは、ネットワークを通じてオフィスで利用しているさまざまなICTシステムを、オフィス勤務時と同じように利用できる環境が必要であり、その点でクラウドコンピューティングはテレワークを実施するに当たって効果的であるといえる。現在検討されている自治体クラウドには、テレワークを支援するシステムやツールは含まれていないことを考えると、この点についての早急な</p>

	検討が必要かと思われる。
--	--------------

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ掲載サイトブロッキングの問題点と、それに関連した創作物規制による創作市場の萎縮
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、ネット上に存在する児童ポルノを取り締まるべく、ブロッキング運用が画策されています。</p> <p>しかし、これから更にネットが主となる時代で、ブロッキングをどんな理由、どんな形であれ実行するのは危険極まりないです。</p> <p>将来的に見て、特定政党の批判を規制する等、政治的に技術が悪用される可能性も否定しきれません。</p> <p>これは児童ポルノ云々の話ではなく、この技術を実用化すること自体に問題があると私は考えます。</p> <p>ブロッキングには、無関係のサイトやコンテンツまでもブロックする、オーバーブロッキングの危険性が大いにあります。</p> <p>見つけ次第ブロックするというのも、無関係な情報を安易に遮断しかねない方法です。</p> <p>この日本において、オーバーブロッキングなどという問題が起こるようならば、通信の秘密や言論の自由の点から見ても論外としか言えません。</p> <p>100あるコンテンツの中に1の違法コンテンツがあったとしても、他の99のコンテンツは保証されなくてはなりません。</p> <p>また、特定思想の人物により恣意的に情報を遮断される可能性も否定出来ません。</p> <p>ブロッキングは、100ある情報の中の1つ情報をブロックする場合、無関係である残り99の情報をもブロックする可能性が高いものです。</p> <p>例を挙げるならば、犯人を始末するのに民間人ごと殺害して良いはずがありません。</p> <p>犯人を射殺する場合は腕の良い狙撃手を雇うべきであり、また、精度の高い銃を使うべきなのです。</p> <p>民間人に対する誤射というのは、絶対にあってはなりません。</p> <p>やむを得なく民間人を射殺する場合は時として必要かもしれませんが。</p> <p>しかし、それは日常的にあってはならないことではないでしょうか。</p> <p>仮にブロッキングを実施する場合は、特定の情報をピンポイントでブロック出来るシステムに加え、恣意的な運用や工作活動を防ぐべく高潔な人格の持ち主を厳選して採用すべきであり、また、ブロックの基準やブロックされたサイトのURLリスト、ブロックされたサイトの具体的な内容及びブロックした理由や会議の議事録等を全て公表した上で透明性を確保し、恣意的にURLリストを悪用した場合は悪用者に対し罰則を課すべく罰則規定を盛り込むべきであり、また、不当なブロッキング発生による弊害を十分に考慮し、不服申し立てによる解除申請手続きや損害賠償責任等の迅速な法的救済の各種手続きを整備する必要があるでしょう。</p> <p>オーバーブロッキングは表現の自由を著しく損ね人権を侵害するものです。</p> <p>また、URLリスト作成は中立性の確保された組織が行うものであり、インターネット協会等の警察に関係する組織が行うべきではありません。</p>

インターネット協会は警察庁から委託費を受けて活動しており、従って警察庁の意向が反映され恣意的な取り締まりに利用される可能性があり、公平性について問題があります。

これらに加え、インターネット接続事業者が受ける金銭的負担に対する支援等を行う必要もあるでしょう。

これらが出来ない以上は、ブロッキングなどというものを利用すべきではありません。

現在、未熟な議論と学術的根拠無き議論のまま、児童ポルノ法に創作物をも含めようとする動きが各所で見られます。

創作物までもが児童ポルノ法の規制対象となり摘発対象となれば、違法情報規制又は有害情報規制という名の下に、それらやそれらに類似するものまでもがブロッキングやフィルタリングの対象内となり規制の対象となる事は明白であり、個人、法人を問わずネットを中心とした創作活動、電子書籍等の創作市場の甚大な萎縮を引き起こす事は容易に予想が出来ます。しかし現在、前述にあるように、議論がまともに成されないまま一方的な規制論が展開されています。

よって、創作物規制の問題点を以下に述べます。

・創作は空想故に、被害者も加害者も存在していません。

被害も加害も無いものを取り締まるのは、これに限らず問題です。

創作物とは空想であり、例えどんな表現であったとしても、それあくまで、製作

者が勝手に作った“設定”に過ぎず、現実ではありません。

空想世界と現実世界を混同するべきではありません。

空想の犯罪を取り締まるのなら、アクション映画やサスペンスドラマの監督や視聴者を殺人罪や傷害罪で逮捕することになりかねません。

犯罪を取り締まる上で大切なのは虚偽や空想ではなく真実に基づいた事実です。

何処にも存在していない空想上の人物にどんな危害を加えようとも、其処に被害者は存在していません。

被害が無い以上は、例えどんな表現や言論であろうとも、表現や言論は平等に尊重されるべきです。

・創作物が誰の人権をどのように侵害するのか具体的仕組みや根拠が不明。創作物、空想の存在自体が女性又は男性の人権を侵害するという理論は、因果関係の提示が何一つ無く根拠が不明であり、創作物の何が誰の人権をどのようにどの程度侵害したのか不明瞭。

・創作物、空想の存在自体が女性又は男性の差別を助長する、尊厳を傷つけるという理論は根拠が不明。

これもまた、因果関係の提示が何一つ無く根拠が不明であり、創作物の何がどのように差別を助長するのか、またはそのようなデータがあるのか不明です。

普段、女性に対して差別意識の無い人が、創作物に触れた結果、「明日から女性を差別しよう」などとなるといったデータはありません。

	<p>・暴力と暴力表現(=事実と非事実)は全くの別物です。 例えば、犬や猫の死体や殺害現場の様子を紙に描いたからといって、それが動物虐待になるのか疑問があります。 空想の暴力は空想へ向けられている以上、それは現実の暴力とは言えません。</p> <p>被害と加害の構図が存在する児童ポルノと、空想表現である創作物、即ち、“暴力”と“暴力表現”は全くの別物であり、同一視するべきではありません。</p> <p>・創作物により性的搾取が行われるという理論は根拠が不明。 空想中の表現(いわゆる二次元)において、未成年(又は成人)が性的搾取や性的虐待(搾取や虐待なので、売春や買春、強姦などの事でしょうか?)を受ける表現があったとしても、創作物中のそれら描写や表現により、現実の人間にどういった被害があるのか不明。 絵や空想により一体誰が被害を受け、絵や空想により一体誰が搾取出来るのか。 “性的搾取されている”とは、実際に誰かが何等かの被害を受けているということ。 実在する人物をモデルにでもしない限り、あくまでもフィクションである創作物から被害を受けるような事はまずありません。</p> <p>・暴力表現を容認する社会=暴力を容認する社会ではありません。 日本には戦争や不良少年を題材としたゲームやメディアが多々ありますが、これを容認している日本社会は戦争行為やテロリズム、銃火器、ドラッグ、学級崩壊や非行、暴力・犯罪社会を容認してはいません。 現在、犯罪率は、暴力メディアが圧倒的に少なかったであろう昭和年と比較するとはるかに減少傾向にあります。 暴力メディアなより社会が暴力を容認しているとすれば、戦後よりも犯罪率……特に殺人などの暴力に関する犯罪率が増加していないとつじつまが合わないのではないのでしょうか。</p> <p>・「マンガやアニメに影響されることによって人は異常行動(犯罪)を起こす」「創作物の過激な表現は犯罪を助長する」といった、創作物の内容が直接的な原因となりそれが“犯行の動機”となるという、強力効果論説は科学的に証明されていません。 また此方も同様に現在、犯罪率は、暴力メディアが圧倒的に少なかったであろう昭和年と比較するとはるかに減少傾向にあります。 従って、少なくとも此処に、メディアが犯罪行動を助長するといった何らかの因果関係は認められないという事になります。 例えば暴力メディアが犯罪行動を助長しているのだとすれば、特に殺人などの暴力に関する犯罪率が、その手のメディアの少なかった時代と比較して増加していないとつじつまが合わないのではないのでしょうか。</p>
<p>3. ICT利活用を阻害する制度・</p>	<p>児童ポルノ法(正式名称:児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律)の創作物規制を含めた改正案、青少年ネット規制法(正式名称:青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境</p>

<p>規制等の根拠</p>	<p>の整備等に関する法律) による情報規制、各地方自治体の青少年健全育成条例 (正式名称: 青少年の健全な育成に関する条例) 又は条例改正案による図書類規制</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>ブロッキングシステムの撤廃、フィルタリングシステムの性能向上 (有益・適法情報の保護推進) 表現や言論の自由を保障する日本国憲法の維持、又は保護強化 表現・言論、創作物の規制撤廃、又は緩和、及び保護強化</p>

意見提出者	N T T 東日本関東病院
1. 項目	医療機関における各種文書の紙媒体による保管義務の廃止について
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	<p>医療機関が電子カルテ等を導入する際、各種文書の紙媒体による保管義務が残っていることから、ICT を導入する目的の一つである業務効率化を阻害しており、医療機関における ICT 導入インセンティブを損なっている。</p> <p>例えば、電子カルテを導入しているにも関わらず、入院診療計画書や精神科退院指導計画書等、紙媒体による保存を義務付けられている文書については、電子媒体に加え紙媒体での保管が必要となり、業務効率化を阻害し ICT 化のメリットを享受できていない。</p>
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>紙媒体による保管義務のある各種文章の例（厚生労働省通達）</p> <p>(1) 入院診療計画書 基本診察料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（保医発 0305 第 2 号 平成 22 年 3 月 5 日）</p> <p>(2) 精神科退院指導計画書 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（保医発 0305 第 1 号 平成 22 年 3 月 5 日）</p>
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>医療関連法令等において、各種文書の紙媒体による文書保管義務を廃止し、医療機関における ICT 導入による医療情報の電子化を前提とした見直しを実施して頂きたい。</p>

意見提出者	N T T東日本 関東病院
1. 項目	ICT 利活用による医療情報の医学・疫学等への二次利用について
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>多くの医療情報が含まれるレセプトデータや特定健診情報を過去から蓄積して分析することは、医療資源を有効利用した医学・疫学等の発展及び国民の健康維持・増進にメリットがあると考えられる。</p> <p>一方で、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」において、過去に取得した医療情報の利用目的を変更する場合には、患者本人の同意取得を原則としているため、現在定期通院をしていない患者を含めた全員から同意を取得することは非現実的と考えられる。</p> <p>そのため、ICT 利活用による医療情報の二次利用が困難な状況になっている。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> 第 15 条（利用目的の特定） 第 16 条（利用目的による制限） 第 18 条（取得に際しての利用目的の通知等） ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（厚生労働省）
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>個人情報の匿名化やセキュリティを担保したうえで医学・疫学等への利用目的に限り、過去に取得した医療情報の二次利用に関する同意取得方法を、患者本人への同意取得に限定せず、利用目的の変更を公表することで同意とする等の例外措置を設けて頂きたい。</p>

意見提出者	N T T東日本 関東病院
1. 項目	医療機関間の情報連携の促進に向けた患者の統一的管理 (全国統一患者コードの設定等)の実施について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	患者情報の管理は医療機関単位の患者コードに基づいているため医療機関ごとに患者コードが異なっている。 今後の地域医療連携において、患者の統一的管理は医療機関間のデータ連携を通じた健康診断結果、病歴、投薬状況等のデータベース化による初回検査時における患者の負荷軽減等のメリットがあるが、現在の各病院単位の患者コード管理では実現が困難な状況にある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	全国統一の患者コードに関する規定は存在しない。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	医療機関間の情報連携の促進に向けた全国統一患者コードの設定等に関する検討を実施して頂きたい。

意見提出者	N T T東日本 関東病院
1. 項目	医療機関における電子カルテ等 ICT 導入に対する公的助成制度等の充実について
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>地域医療連携は患者の健康診断結果、病歴、投薬状況等の情報を医療機関間で流通させることにより、初回検査時における患者の負荷軽減等のメリットがある。</p> <p>しかしながら、この地域医療連携については、医療機関の電子カルテ等の ICT 化が前提となっている一方で、高額な導入コスト及び公的補助制度が不十分なことから、診療所、薬局等の医療機関の ICT 化が十分促進されていない。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>電子カルテ化に対する診療報酬制度は、現在存在しない。</p> <p>(参考) 廃止された ICT 化を目的とした診療報酬加算制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子化加算：3 点 (H22.3 月廃止) ・デジタル映像化処理加算：15 点 (H22.3 月廃止) 等
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	地域医療連携の促進を目的とした ICT 導入に対する公的助成制度等の充実に向けた検討を実施して頂きたい。

意見提出者	N T T 東日本関東病院
1. 項目	各自治体により異なる医療費助成制度に関する手続きの統一化について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	妊婦健康診査、乳幼児健康診査、乳幼児定期予防接種、各種がん検診等における医療費助成制度は、各自治体により手続きや提出書類が異なることから、複数の自治体から患者を受け入れる医療機関において、ICT化に伴うコストが高額となるため、ICT利活用の阻害要因となっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>各自治体により異なる医療費助成制度に関する手続き等の例</p> <p>○港区妊婦健康診査等費用助成要綱 第5条(助成の申請) 健診費の助成を受けようとする者は、港区妊婦健康診査等費用助成金支給申請書に次の各号に定める書類を添えて、区長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 区が交付した妊婦健康診査受診票(1回目水色)、妊婦健康診査受診票(2回目以降黄色)及び超音波検査受診票のうち、未使用のもの</p> <p>(2) 受診した医療機関等が発行した、保険適用外の自己負担額が記載された領収書で、健診費の額、受診日、医療機関名等が記載されたもの又はその写し</p> <p>(3) 前号に掲げる領収書の日付と同日の診療月日が記載された母子健康手帳の「妊娠中の経過」欄の写し</p> <p>○川崎市妊婦健康診査費用助成事業実施要綱 第5条(助成の申請) 川崎市妊婦健康診査費用助成申請書に、次に掲げる書類を添付して申請するものとする。</p> <p>(1) 対象となる健康診査についての健康診査実施機関発行の領収書又は川崎市妊婦健康診査受診証明書</p> <p>(2) 未使用の補助券(複写3枚一式)</p> <p>(3) 当該健康診査を受診したことを証明する書類(母子健康手帳の写し等)</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	各自治体により異なる医療費助成制度に関する手続きの統一化に向けた検討を実施して頂きたい。

意見提出者	東日本電信電話株式会社
1. 項目	遠隔医療の促進に向けた規制の見直しについて
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、医師法の規定等により対面での診療が義務付けられており、遠隔医療が診療として認められるケースは離島山間部僻地の場合や慢性疾患患者の一部に限定されている。</p> <p>また遠隔診療が認められた場合であっても、紙での処方せん発行が前提となっていることから院外の調剤薬局が事実上利用できず、薬の收受のため、当該病院に患者が出向く必要があり、これらの規制が遠隔医療促進を阻んでいる状況にある。</p> <p>遠隔診療は患者の体力・距離・時間・金銭的コストの負担の軽減を図ることができ、また、医療機関側でも患者の待機時間削減が期待できる、或いは処方せんの電子的手段による送達によりタイムリーな処方せん授受が可能になる等のメリットが考えられるが、現行制度の下では困難な状況にある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>○ 遠隔医療の規制 医師法第 20 条 歯科医師法第 20 条 厚生労働省医政局通知（医政発第 0331020 号） 「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について （平成 15 年 3 月 31 日）</p> <p>○ 処方せんの書面交付に関わる制度・規制等 医師法第 22 条（交付） 医師法施行規則第 21 条（記名押印又は署名等） 歯科医師法第 21 条（交付） 歯科医師法施行規則第 20 条（記名押印又は署名等）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ICT を活用した遠隔診療の促進に向けて、現在の対面診療を前提とする規定及び紙での処方せんの発行を前提とした制度見直しを実施して頂きたい。

意見提出者	東日本電信電話株式会社
1. 項目	学校教育で使用するコンテンツの利活用促進について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	著作権法上では、教師が自宅で録画をしたNHK等の放送番組を授業中に使用する場合は例外として許容されている。一方で、校内LANサーバに映像コンテンツを蓄積する等のネットワークストレージを利用する場合には、ガイドラインにおいて許容されていないことから、良質な教材の活用と学校におけるICT利活用の促進の弊害になっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第35条(学校その他の教育機関における複製等)において、「学校その他の教育機関において教育を担当する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。」と規定されているが、著作権法第35条ガイドラインにおいて、「校内LANサーバに蓄積すること」は「授業の過程」における使用にあたらないと規定されている。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	情報通信技術の発達を背景として、学校等の教育現場における教育手法は多様化しており、学校教育で使用するコンテンツの利活用を促進するためにも、教育現場において、著作権保護の仕組みに対応したネットワークストレージであれば使用を認める等、制度・ガイドライン等の見直しを実施して頂きたい。

意見提出者	東日本電信電話株式会社
1. 項目	住民基本台帳ネットワークシステムの教育委員会への情報提供範囲の拡大について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在、多くの教育委員会は住民基本台帳データベースへのアクセスが認められていないことから、教育委員会及び学校における児童生徒の基本情報データベース作成に際しては、市役所等の情報に基づき教育委員会や学校による手作業での登録作業を実施していることから不要な稼働が生じており、また登録ミスが発生リスクを抱えている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	○住民基本台帳法第30条の7 第4項、第5項 本人確認情報の別表 (本人確認情報の提供を受ける機関に教育委員会が規定されていない)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ICT活用による校務の効率化に向けて、セキュリティ上の対応を前提に教育委員会による住基データへのオンラインアクセスを認めて頂きたい。

意見提出者	東日本電信電話株式会社
1. 項目	行政機関への各種申請・届出等の電子化について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>行政機関等への各種申請・届出および各種書類の提出については、一部電子化に対応していないものがある。</p> <p>そのため、各企業が行政機関への申請・届出等をする際には、書面による郵送あるいは窓口提出を行う必要があり、非効率的な業務が発生している。</p> <p>【書面による申請・届出の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各行政における道路占用許可・使用許可の各種申請・届出 (2) 民事訴訟等における裁判所への各種書類の提出 (3) 省エネ法における所管省庁への各種書類の提出 (定期報告書以外の電子申請による提出が不可)
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>【書面による申請・届出の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各行政の条例等 (2) 民事訴訟規則第3条 (3) エネルギーの使用の合理化に関する法律 第15条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ICTを活用した電子申請の更なる普及に向け、一部電子化未対応の制度について書面での提出義務を廃止して頂きたい。</p>

意見提出者	東日本電信電話株式会社
1. 項目	国税関係書類の電磁的保存の推進に向けた金額制限の廃止について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国税関係書類の電磁的保存が認められているのは、契約書、領収書が3万円未満のものに限られているため、電磁的保存と紙媒体保存が混在し、保管・管理が煩雑となっている。</p> <p>電磁的保存が全て可能になれば、電子決裁における検索性や紙使用量の削減等のメリットを最大限活かせる事ができるが、現行制度の下では紙媒体による保存が義務付けられているため、困難な状況。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 第4条 第3項 ・電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則 第3条 第3、4、5項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ICTによる国税関係書類の電磁的保存の更なる推進に向け、3万円未満という金額制限を廃止して頂きたい。

意見提出者	東日本電信電話株式会社
1. 項目	特定商取引に関する法律の「書面交付義務」における書面交付手段の明確化について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>特定商取引に関する法律の書面交付義務において、「書面を交付」との記載はあるが、電子メール等の電磁的記録による書面の交付が認められるか否かについては条文上明記されていないため、郵送による書面交付を行っている。</p> <p>電子メール等の電磁的記録による書面交付は、申込者への速やかな通知による迅速な商取引や企業等におけるコスト削減（紙等消耗品費や郵送費等）に繋がるが、現行法では確信を持って実施する根拠規定がない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	特定商取引に関する法律 第4条、第5条、第18条、第19条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	迅速な商取引の推進や企業等のコスト削減ができるよう、特定商取引に関する法律の「書面交付義務」における書面交付手段について、消費者保護に影響の無い範囲で電子メール等の電磁的記録による書面交付を法令上明記して頂きたい。

意見提出者	東日本電信電話株式会社
1. 項目	電子申告・納税システム（eLTAX）がサービス導入されていない自治体におけるサービス導入について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>eLTAXは、全都道府県でサービス導入されているが、市町村では、依然としてサービス導入されていない市町村が存在する。</p> <p>そのため、複数市町村に支店等を有する企業は、一部は電子申告、一部は紙ベースでの申告となる場合があり、利便性の面で問題がある。</p> <p>全ての市町村でサービス導入されれば、コスト削減、利便性向上によるICT利活用の推進が期待できる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</p> <p>第3条（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	全市町村でのサービス導入を実施して頂きたい。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	患者との対面診療の原則の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・医師法第20条、歯科医師法第20条によって、医師ならびに歯科医師は、自ら診察を行う必要があり、対面で業務を行うことが義務付けられている。 ・健康政策局長通知(健政発第一〇七五号)「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について”(平成9年12月24日)や、医政局長通知(医政発第0331020号)「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について”(平成15年3月31日)によって、一定の条件の下、遠隔医療に対し緩和が図られてきているものの、あくまで原則は対面診療となっており、遠隔医療を適用しても差し支えない例外列挙の形式となっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・医師法第20条、歯科医師法第20条 ・医政局長通知(医政発第0331020号)「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について(平成15年3月31日)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	情報通信分野や医療・介護分野は日々発展しており、適用範囲の拡大が見込まれるため、遠隔医療の対象を限定列挙した記載とするのではなく、患者の要請があり、医師や歯科医師の判断に基づき適切な遠隔医療が実施できると判断できる場合は、厳密な対面診療に拘ることなく、遠隔医療について実施できる様、緩和を図るべきである。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	レセプトのオンライン請求に関わる特例条項の削除
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	高齢化社会の急速な進展に伴う医療費高騰を背景に、医療費の適正化が社会的課題となっている状況下、医療保険事務の効率化等の推進を目的にレセプトオンライン請求が原則化されているが、特例措置が認められたことにより、医療保険事務の効率化等の進展が遅れることが懸念される。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」（最終改正：平成二十一年一月二五日厚生労働省令第一五一号） ・「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行等について」厚生労働省保険局長通知（保発 1125 第 4 号平成 21 年 11 月 25 日）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>特例措置の期限を定める等見直しを行い、レセプトオンライン請求を加速させることで、医療保険事務の効率化を一層促進し、レセプトオンライン請求の利点であるデータの透明性確保や、運用コストの削減、環境に配慮した紙資源の削減の推進が期待できる。</p> <p>レセプトのオンライン請求又は電子媒体による請求に係る例外措置（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の第 5 条、第 6 条）を見直し、書面による診療報酬等の請求を行う保険医療機関等についてもオンライン請求又は電子媒体による請求の対象とするべきである。</p>

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	既存の患者情報に関する取扱いの例外事項(利用目的の変更、利用範囲の変更)
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護分野の個人情報の保護については、厚生労働省の”医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(以下、ガイドライン)”に基づき管理が行われている。 ・現在、EHR や PHR の構築が検討されているが、これらを患者自身の診療・健康維持、社会全体の医療の質の向上に役立てるためには、過去に診療を行い取得した患者の情報も、登録・活用することが不可欠と考えられる。 ・ガイドラインは、過去に取得した情報の利用目的を変更して利用する場合、インフォームドコンセントによる患者本人同意の取得を原則としているが、現在定期通院している患者以外についてこれを行うのは現実的ではない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律第16条、第18条 ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の日本における EHR や PHR が医療の質的向上に十二分に活用されるためにも、過去の患者情報の利用に関し、インフォームドコンセント以外の方法を検討すべきである。 ・患者自身の診療・健康維持および社会全体の医療の質の向上を目的とする場合に限り、 <ul style="list-style-type: none"> 「法整備による全国周知」 「公表」(利用目的・利用範囲の変更、匿名化の方法、離脱の方法等を掲示する) などによる同意も認めるべきである。 ・なお、いずれの方式でも、患者自身が拒否の意志を表明したときは離脱可能な方式とすることが望ましいと考えられる。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	指導要録のデジタル化に関する運用規則の制定
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>指導要録について、学校教育法上は下記のように定義されている。デジタル化については明記されていないが、慣習上、押印の必要があるためデジタル化を進められないと考えられる。デジタル化した場合の運用規則について制定することにより、デジタル化が進むと考えられる。</p> <p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。</p> <p>○2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>○3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し(転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。)及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	学校教育法施行規則 第二十四条 2項、及び3項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・児童等の進学、転学時における指導要録の引き継ぎ時、「記録用紙に押印する」慣習があり、教育現場がそれを遵守しているため、指導要録のデジタル化の阻害要因となっている可能性が高い。 ・教育現場が抵抗なく指導要録のデジタル化を推進できる様、指導要録のデジタル化に関する運用規則を制定し、周知すべきである。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	学校で保管する情報の保管場所に関する運用規則の制定
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>学校教育法では、以下のように定められているが、「学校において備えなければならない表簿」という表現が、SaaS・ASPサービス等を活用した電子的な情報保管・管理の導入を躊躇わせている・阻害している可能性がある。</p> <p>また、各自治体教育委員会の文書管理規程等で、学校での保管・管理が義務付けられている場合は、それによりSaaSやASPでの校務支援システムの提供が阻害されていると考えられる。</p> <p>第二十八条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 学校に係りのある法令 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 七 往復文書処理簿 <p>(以下省略)</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	学校教育法施行規則 第二十八条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	学校において備える情報の保管・管理の方法やその場所について、校外から提供されるSaaS・ASPサービスなどの利活用を前提とした運用規則を示すべきである。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	教育（授業）へのICT活用の推進
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>各教科の授業・指導におけるICT活用については、学習指導要領の中に特に記載がないため、教師がICT技術を取り入れたり、柔軟に活用することを妨げている可能性がある。</p> <p>各教科の授業・指導においてICTを活用する効果、目的、使用例等が、学習指導要領の中で示されていれば、教師はICTを利活用しやすくなる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	学習指導要領
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	各種学校教育において、ICT利活用を取り入れ柔軟に実施できる様、学習指導要領においてICT利活用の効果や目的、使用例等について、十分な記載を加えるべきである。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	環境確保条例（東京都）に関わる報告書の電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>環境確保条例に関する届出申請にあたっては、改正省エネ法での事業者（企業）単位での報告とは異なり、事業所単位に東京都環境局へ提出する必要がある。</p> <p>条例改正後の平成 22 年度の新制度では、「特定温暖化対策事業所」については削減が義務化され、自所削減だけでは削減義務率が達成できない場合、他所とのクレジット取引等で達成しなければならない。</p> <p>また、特定のテナント事業者に該当する場合は「特定テナント等地球温暖化計画書」を併せて提出することも求められており、いずれも書面で報告せねばならず、事業者・事業所の負担が増している。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	東京都条例施行規則第 34 号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	省エネ法に基づく届出申請、環境確保条例に関する届出申請、クレジット取引など、各種届出及びクレジット取引に関する電子化（インターネットの活用）が実現されれば、事業者（企業）の事務負担の大幅な軽減や、金額等の誤記載防止等の効果が見込まれる。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	省エネ法に関わる報告書の電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>改正省エネ法の施行（平成 22 年 4 月）に伴い、事業所単位の報告から事業者としての報告となり、各事業所の使用量の取り纏めが必要となった。また提出先が、事業者の主たる事業所（本社）所在地の管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に関わる事業の所管省庁（総務省を含む）となっており、エネルギー管理者等の選解任届についても同様の提出が必要である。</p> <p>旧法の場合は、エネルギー管理指定工場に指定になった事業所から事業所の所在する所管省庁への報告でよく、事業所単位の個別対応で完了していた。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	エネルギーの使用の合理化に関する法律第 15 条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	省エネ法に関する届出申請にあたっての電子化（インターネットの活用）が実現されれば、事業者（企業）の事務負担の大幅な軽減や、複数官庁への報告内容の食い違いなど、誤記載防止等の効果が見込まれる。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	データセンターのCO2排出（消費電力）に関する規制について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省では、日本をアジアの情報発信拠点とすることにより、電気通信事業の発展や新規サービスの創出を図り、利用者利便の向上、我が国経済全体の発展を実現する方策の検討を行うため、「クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策に関する検討会」において、「グリーンクラウドデータセンター」への支援等に言及している。 ・一方で、東京都では、2010年4月から「改正都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により、原油換算で1500キロリットル以上の大規模事業者を対象に温室効果ガスの排出総量削減義務と排出量取引制度が開始され、東京都内にデータセンターを設置する事業者にとっては、対応・対策が求められている。 ・同様の動きは、他の自治体にも拡がりを見せている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	東京都「改正都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」 埼玉県「目標設定型排出量取引制度」
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・データセンター事業者が省エネに取り組む必要があるのは当然ではあるが、国際的な競争力を失う程までの高コストな対策を強いられるとすれば、我が国のICTサービスの発展にとってマイナスとなる。 ・データセンター事業者は一般（ユーザー）企業の経済活動によるCO2排出を肩代わりしている側面があるが、専業事業者だけでなく、他のICTビジネスを兼業している場合も多い。今後も規制が強化されれば、データセンター事業でのCO2排出が、他のビジネス（でのCO2排出）を制約する可能性があり、ビジネス上の判断として、データセンタービジネスにブレーキを掛けざるを得ないことが懸念される。 ・国と関係自治体の間での政策の整合性についても検討・調整をお願いしたい。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	CO ₂ 排出権取引における口座手続きの簡素化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	諸外国では排出権取引が活発化されつつある中、日本では取引に必要な口座開設や権利の移転に時間がかかったり、費用がかかったりしているのが現状。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	排出量取引制度
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>今後日本が世界で地球温暖化防止のイニシアチブをとり、温暖化防止スキームの構築・諸制度の整備・海外への展開において先行することにより、国家経済の成長・産業発展や、日本のプレゼンス向上につなげていくことが重要。</p> <p>そのためにも、排出権取引に係わる法令整備や企業等がインフラとして迅速で自由に取引が出来る環境が求められており、排出権取引における手続きの時間短縮、口座開設の簡素化、手数料の無料化について、海外（例としてスイス）と同等にまで整備されることが必要と考えられる。</p>

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	政府統計情報の二次活用
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>行政が行う統計調査結果については、公表内容や提供対象が限られるケースが多く、民間部門では十分に利活用されていない。また統計情報の提供方法は書面やフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクなどに限られており入手コストがかかる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>統計法第 34、35、36 条 統計法施行令第 13 条 統計法施行規則第 15 条</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>行政が行う統計調査については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集計情報のみならず、個人情報保護に配慮した上で、個表データまたはそれに近い形で原則的に全て公表する。 ・提供対象を学術部門に限らず、民間部門・利用者自らがデータを利活用できるよう制約を緩和する。 ・「政府統計の総合窓口（e-Stat）」について、上記を踏まえた機能拡充や、利用者がオンラインでデータをダウンロード／分析を行う機能を追加する。 <p>以上の様な施策により、民間部門でのインテリジェンスが高まり、産業の発展に寄与することが期待できる。</p>

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	住民基本台帳ネットワークの利用業務拡大、および民間企業への利用拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	住民基本台帳（住基基本台帳ネットワーク）で管理される住民票コードの告知の要求・データベースの作成や、住基基本台帳ネットワークとの接続・利用は、民間が行うことが禁止されている。 一方、金融機関等の公共性のある業務を行っている民間企業においては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の制定などを背景に、情報による本人確認のニーズが高まっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	住民基本台帳法第11条、11条の2、12条、12条の2、30条の7
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	十分なセキュリティ対策／利用機関の認定制度などをきちんと整備することが前提であるが、行政業務のみならず公共性のある業務を行う民間企業においても、厳密な本人確認（実在確認）を行えるよう、住民基本台帳ネットワークを利用可能な行政業務の拡大や、準公的組織への開放を図るべきである。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	公的個人認証サービスの利用拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在、公的個人認証サービスは行政業務に利用が制限されているが、民間における本人確認手段として、公的個人認証サービスや電子署名を指定したものが法令上の要求から実態として存在し、矛盾を生じている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第1条、3条4項、17条 ・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則第6条 古物営業法第15条 ・携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>民間においても、確実な本人確認を行うニーズは多々存在しており、また法令の不整合を正す意味においても、公的個人認証サービスの利用を民間企業における電子商取引まで拡大すべきである。</p> <p>さらに公的個人認証サービスにリアルタイムな本人確認（実在確認）が行える機能をもたせることで、公的個人認証サービスの利用範囲が拡大し、さらに普及させることができる。</p>

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	行政が発行する証明書の電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>行政機関への請求については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」に基づき電子化が推進されているが、行政機関が発行する証明書の発行・交付については、個別法において書面での交付が依然として原則になっており、国民は書面で受け取っている。</p> <p>そのため、国民が行政手続きを行う際の届出・申請はオンラインで行えても、行政機関が発行した証明書の添付は電子化できず、郵送で行うなどの負担が生じている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第7条 ・戸籍法施行規則第73条 ・地方税法、各地方自治体の税賦課徴収条例および条例施行規則 ・雇用保険法施行規則 など
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>国民本位の電子行政の実現のため、申請者（国民）が行政機関から取得して、他の機関へ提出する証明書などの情報はすべて電子化し、申請者本人同意のもと、行政機関同士でオンライン送受信できる仕組みを整備すべきである。</p> <p>また併せて、本人同意のもと、電子化された証明書が行政機関と民間との間で送受信できる仕組みを整備し、官民での情報連携を可能とするべきである。</p> <p>以上の整備については各々の証明書に係わる法令を個別に改正するのではなく、一括法にて実施するべきである。</p> <p>これによりワンストップサービスが実現できれば、官民合わせて引越し業務で約1000億円、退職業務で約1200億円程度の削減が期待できる。</p>

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	電子署名法における利用者の真偽の確認の方法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>民間では、法人内で利用する組織長印（など）の電子版として、認定認証業務が発行する電子証明書を活用している。</p> <p>認定認証業務が発行する電子証明書の利用申込には、利用者の真偽の確認のために、利用者（組織長など）個人の、公的機関が発行する個人情報に証明する書類（住民票の写し、戸籍の謄本若しくは抄本、登録原票記載事項証明書の提出、及び、利用申込と同時にを行う方法としては印鑑登録証明書の提出、個人実印の押印）が必須となっている。</p> <p>法人内での利用に関わらず、公的機関が発行する個人情報を証明する書類の提出が必須であることが、法人での利用促進を阻んでいる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	法人利用に係る電子証明書の利用申込における利用者（組織長など）の真偽の確認は、住民票の写し等の公的機関が発行する個人情報を証明する書類に依らず、登記事項証明書等にて証明される法人代表者が、文書で証明する方法にすべきである。

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	自動車関連情報の整備・諸活用
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>自動車の製造、販売、登録、保守、日々の利用に関わる諸情報など、様々な情報は、自動車のライフサイクルを通じての一貫した管理はなされておらず、また複数機関に散在している。</p> <p>このため、自動車の製造・販売事業者や消費者だけでなく、各種情報を活用した環境・リサイクルビジネスなどの事業者においても、情報の入手や高度な活用が困難となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>道路運送車両法</p> <p>道路交通法</p> <p>自動車公正競争規約</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>車両ごとに、各車両の過去のオーナー数、オーナーごとの所有期間、年間走行距離、走行距離、過去の事故情報などが一元管理され、公開される様な制度を整備することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各車両の適切な情報開示（価格、使用履歴、修理・事故情報など）による、中古車の売買当事者の安心感の醸成・活性化 ・資源の有効利用 <p>などが期待できる。</p>

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	事業報告および招集通知の書面送付義務の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、株主総会の事業報告は、一部の項目を除き株主に対して書面送付が義務付けられている。また招集通知についても株主の承諾を得ない限り、書面送付が義務付けられている。これらをインターネット経由で提供することが可能となれば、企業にとって当該印刷に係る費用の削減が可能となるとともに、印刷期間が不要となるため、近年株主からの要望が強いより早期の議案通知が可能となる。加えて、エコロジーの観点から紙資源使用の低減が可能となるが、この書面送付義務があることから、時間的・金銭的メリットの享受が困難な状況となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>【事業報告】 会社法施行規則および会社計算規則で、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより提供したものとみなすことができる旨規定されているが、みなし提供ができる書類の範囲は、事業報告の一部（会規133③）、計算書類の個別注記表（計規133④）、連結計算書類の全部（計規134④）、参考書類の一部（会規94①）に限定されている。</p> <p>【招集通知】 政令で定めるところにより、株主の承諾を得て、電子メールにて招集通知を発送することができる（会社法299③）。</p> <p>※事業報告によるインターネット開示は一部に限定されていること、また電子メールによる招集通知送付では、送付先アドレスの収集および維持管理に稼働を要することから、現状は書面により送付せざるを得ない状況にある。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>事業報告および招集通知については、インターネット開示により提供したものとみなす規制緩和が必要。</p> <p>総会出席確認のため議決権行使書の郵送は必要であるが、当該行使書に開示先に関する情報を記載することにより、周知方法も担保できると思料。</p>

意見提出者	ウィザス高等学校・ウィザス ナビ高等学校
1. 項目	通信制高等学校における報告課題の提出及び添削指導について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	平成25年度より完全移行される「学習指導要領」において、通信制高等学校における添削指導はマークセンス方式その他の択一式だけによる設問を否定し、個々の生徒に対して、従前の添削指導（赤ペン指導）を行うように定めている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	平成21年7月告示 高等学校学習指導要領解説（総則編） 第7節 1-（3） 例えばマークシート形式のように機械的に採点ができるような課題や、 <u>択一式の問題のみで構成される課題は添削指導としては不適切である。</u> 特に生涯学習の観点から高齢者を含む社会人の学習機会として通信教育の果たす役割は大きく、長時間の就学ブランクを添削指導で補っていくためには課題についての周到な研究と配慮が必要である。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	すでに種々の教育機関等でICTを活用し、面接指導の一部についてPC等を利用した形態での授業展開を行い、自宅のPC或いは種々のモバイル通信の利用による報告課題の提出及び報告課題に対する解説や重要ポイントの指導が行われている現状に対し、あえて時代に逆行するような従来の赤ペンによる添削指導を定める指導要領は、現状、多くの高校就学年齢相当の生徒が在籍する通信制高校の生徒とその他の全日制高校に在籍する生徒との間でICT利活用において結果的に差をつけることになりかねない。今後の国が進める教育において情報活用能力をつける方針に照らしてみても、このことは、卒業後の進路（進学・就職等）においても、通信制高校出身者に不利益を与えることにもつながりかねない。社会人層への学習指導の配慮はしつつも、上記の理由から必ずしも従前の添削指導法を強化する合理的な理由は存在しないと考える。 そのため、現状行われているPCおよびモバイル等を利用した報告課題提出法及びその報告課題に対する解答・解説を主とする添削指導も可とする指導要領の内容へ再検討いただきたい。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	遠隔医療に関わる規制の見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>医師法第20条、歯科医師法第20条によって、医師ならびに歯科医師は、自ら診察を行い、対面で業務を行うことが義務付けられている。「遠隔診療」については、厚生労働省通達「情報機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の一部改正において、近年の情報通信機器の技術開発・向上に伴い、一定の条件の下、遠隔医療に対し緩和が図られてきているものの、原則は対面診療となっており、遠隔医療の対象は、在宅難病患者等、決められた医療分野で、かつ一部の僻地や離島などに限られている。</p> <p>また、遠隔医療を行う際に用いる機器が薬事法上の「医療機器」に該当するか不明確な場合がある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>医師法第20条、歯科医師法第20条、 医政局長通知(医政発第0331020号)「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について(平成15年3月31日)</p> <p>薬事法施行令 医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条、 医政発第0726005号 平成17年7月26日 厚生労働省医政局長通知</p> <p>民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について(平成17年3月31日医政発第0331009号、薬食発第0331020号、保発第0331005号)</p> <p>医療法(昭和23年法律第205号)第21条、第22条及び第22条の2に規定されている診療に関する諸記録</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>医師不足や緊急時の対応、医療の効率化や質の向上の観点から、ICTの進化に即し、遠隔医療を柔軟に拡大していくべきである。</p> <p>患者からの要請があり、医師や歯科医師の判断に基づき遠隔医療が実施できると判断できる場合は、厳密な対面診療については緩和を図るべき。医師法第20条「自ら診察をしないで、治療をし…」に関して、遠隔医療の定義を追記明示し、遠隔医療が無診察治療と解釈される余地を払拭すべきである。</p> <p>今後は、遠隔医療の対象を、(1) 実証実験などで得た科学的根拠に基づくデータがある医療領域に拡大し、(2) 都心部での遠隔医療も可能とするなど、地理的制約を撤廃することにより、国民医療の質の向上や医療コスト低減に結びつけるべきである。</p> <p>また、遠隔医療を行う際に用いる機器が薬事法上の「医療機器」に該当するか不明確な場合があり、情報通信技術の進展に合わせて、迅速な承認</p>

	や分類を行うべきである。診療報酬に関しては、IT機器の利用や遠隔支援側にも配慮した制度とすべきである。
--	-----------------------------------------------------

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	特定健診の保健指導における ICT を活用した遠隔面談
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>2008年4月より、医療保険者に対し内臓脂肪型肥満に着目した健診（特定健診）及び保健指導の事業実施が義務付けられた。医療保険者が保健指導対象者に対して行う動機付け支援と積極支援の双方では、初回面談において直接面談による支援が義務付けられており、情報通信技術（ICT）を活用した遠隔面談を受けることは想定されていない。また、初回面談以降に予定されている「6ヵ月後の評価」や「3ヵ月以上の継続的な支援」においても、遠隔面談は個別支援（直接面談）ではなく、電話支援とみなされ、診療報酬が低く抑えられており、遠隔面談普及の阻害要因となっている。</p> <p>保健指導の実施者は、医師や保健師等の有資格者に限定されている。これらの有資格者は地理的に偏在しているが、現行制度下では、保健指導の実施者が不足している地域に在住する対象者が不便を強いられている。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条及び第8条
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>特定保健指導の導入効果を早期に評価するとともに、ICTを活用した遠隔面談の有効性検証を国として実施し、その状況を広く公開することで、特定検診制度の改善を検討すべきである。この結果を踏まえ、初回面談における遠隔面談や、初回面談以降の継続支援において、ICTを活用した遠隔面談を直接面談と同等の措置として認めるべきである。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	レセプトのオンライン請求の義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	高齢化社会の急速な進展に伴う医療費高騰を背景に、医療費の適正化が社会的課題となっている状況下、医療保険事務の効率化等の推進を目的にレセプトオンライン請求が原則化されているが、特例措置が認められたことにより、医療保険事務の効率化等の進展が遅れることが懸念される。そこで、特例措置の期限を定める等見直しを行い、レセプトオンライン請求を加速させることで医療保険事務の効率化を一層促進し、レセプトオンライン請求の利点であるデータの透明性確保や、運用コストの削減、環境に配慮した紙資源の削減を推進するべきである。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(最終改正：平成二十一年一月二五日厚生労働省令第一五一号) 「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行等について」厚生労働省保険局長通知(保発 1125 第 4 号平成 21 年 11 月 25 日)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	レセプトのオンライン請求又は電子媒体による請求に係る例外措置(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の第 5 条、第 6 条)を見直し、書面による診療報酬等の請求を行う保険医療機関等についてもオンライン請求又は電子媒体による請求の対象とするべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	一般用医薬品の通販規制の撤廃
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>一般用医薬品の通信販売を行う薬局・店舗では、これまでも、安全・安心に供給する仕組みを自主的に整備してきた。安全確保のための業界ルール案は昨年6月の舩添厚生労働大臣（当時）主催の検討会ですでに示されている。しかし、昨年6月1日に施行された厚生労働省が定める省令により、従来適法に行われていた一般用医薬品の通信販売は、「対面の原則」のもと、一部の例外を除き全面的に禁止された。一般用医薬品が通信販売で購入できなくなったことにより健康の維持や体調管理に不安を訴える切実な声が事業者から多数寄せられており、販売継続を求める署名も150万を超えている。国民の健康の維持を図る観点からは、全ての国民に平等に安全に医薬品が届けられることが前提であり、消費者の利便性が高い通信販売を含めた形で供給体制を構築すべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事法第36条の5及び第36条の6 ・薬事法施行規則第15条の4（第142条において準用する場合を含む。）、第159条の14、第159条の15及び第159条の16 ・薬事法施行規則等の一部を改正する省令 附則第23条から第28条 ・薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>一刻も早く安全かつ平等に医薬品を供給するための制度設計について科学的根拠に基づく議論を開始し、第1類及び第2類の一般用医薬品についても通信販売が可能となるよう、所要の法令整備を早急に図るべきである。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	テレビ電話等を活用した医薬品販売
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	今後の高齢化に従い、交通弱者となった高齢者等が、近隣のコンビニエンスストア等を日常的に利用する事も多くなる。こうした社会環境の変化に対応できる、便利な店舗にするためには、医薬品の取扱いが必須である。現在、医薬品販売を行う際は、登録販売者が常時店頭にいる必要があるが、テレビ電話等の情報通信技術の活用により、登録販売者が常時店頭に居るのと同じ体制にすることが可能であり、高齢者の利便性を大幅に向上させることができる。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	2009年薬事法施行規則改正省令
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	医薬品販売の際、登録販売者等の常時配備を義務づけず、テレビ電話など情報通信技術を利用した販売を可能にすべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
-------	----------------------

1. 項目	処方箋の電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>処方箋を電子化することによって、薬局での疑義照会や後発医薬品への変更、さらには処方箋情報の変更の医師による確認等が容易に行えるようになる。</p> <p>ネットワーク化を併せて推進することで、他医療機関での投薬情報を容易に把握することができ、薬の飲み合わせ・投与量による事故や薬の不法所得の防止などにも寄与すると考えられ、国民のメリットは大きい。</p> <p>現在は、薬局で調剤を行うために患者等に交付する処方箋（院外処方箋）については、「民間事業者等が行なう書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（e-文書法）の適用対象外とされている。2010年国民の声第1回回答において、実証・検証を行う方針となっているが、既に民間では試行が進んでいる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について（平成17年3月31日医政発第0331009号、薬食発第0331020号、保発第0331005号）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	調剤を行うために患者等に交付される処方箋の電子化と制度運用を可能とすべきである。そのために、民間での取り組みを活かしたうえで、開かれた形で実証・検証を進めるべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	医療情報外部保存と2次利用に関する法整備
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	診療録およびそれらに付随する記録から疫学的な要素を抽出し、疾病の流行に対する施策等を効率的に促すため、健康情報活用基盤を構築する必要がある。現在は、医療情報の外部保存はガイドラインでのみ表記されており、個人情報を取り扱う上での罰則等がない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	医療法(昭和23年法律第205号)第21条、第22条及び第22条の2に規定されている診療に関する諸記録
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>①診療録およびそれらに付随する記録の院外への外部保存を容認することを、個人情報保護法のみでなく、医療法内で法制化したうえで、罰則を設けるなどの法整備が必要である。</p> <p>②診療録およびそれらに付随する記録を匿名化した上で2次利用することを許可することを法律に明記すべきである。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	医薬品の承認、一変承認及び軽微変更届における手続きの電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>医薬品の承認申請、承認事項の一部変更承認申請(一変承認)及び、承認事項の軽微変更届は、平成9年よりフロッピーディスク(以下、FD)及び書面(書面が正)での申請が行われている。インターネットを通じたオンライン承認申請も可能とされているが、オンライン申請した場合でも、書面(紙)の郵送が求められるため、企業にとってメリットがなく、オンライン承認申請はほとんど利用されていない状況にある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	薬事法(法律には、申請手段に関する規定はない)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>現在は書面が正の扱いであるが、電子情報を正とし、インターネットを利用したオンライン申請のみでの申請を認めるべきである。また、オンライン申請の手続きの簡便化を図るべきである。</p> <p>これが実現すると企業において、承認書の保管の面では、紙の老朽化や保管スペースの課題が解決できる。また、FDと書面を行政当局の持参するといった人的な負担も削減できる。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	確定給付企業年金における事務手続の電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	基金の規約の軽微な変更は、届書を地方厚生局長等に紙ベースで提出することによって行うこととなっているが、実施事業所が100以上と多数あり、事務手続を簡素化するために電子申請の枠組みが必要である。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	確定給付企業年金法第17条 確定給付企業年金法施行規則第7条 確定給付企業年金法施行規則第17条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	基金の規約の軽微な変更は、届書を地方厚生局長等に紙ベースで提出することによって行うこととなっているが、電子申請ができるようにすべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化および窓口の一本化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>特別徴収義務者（企業）は給与支払報告書を給与所得者（従業員）の居住している各市区町村に提出しなくてはならない。また、各市区町村から届く特別徴収税額決定通知書に基づき、企業は住民税を控除するとともに、納税者本人に税額通知書を配布しなくてはならない。</p> <p>現状では、給与支払い報告書については、電子データでの授受が可能であったり、紙媒体のみであったり（しかも帳票の書式が市区町村によって異なっている）と、各市区町村によって対応が異なっている。自治体ごとに手続きをすることは膨大な作業となるため、給与所得者（従業員）の居住地が複数の自治体にわたる大企業では、電子的に一括処理ができず、結果的に紙媒体で処理せざるをえない。</p> <p>住民税額決定通知書の電子データでの授受は、多くの自治体では給与支払い報告書を電子データで提出した場合に限られており、ほとんどの企業が住民税額決定通知書を紙媒体で受け取っている。紙媒体の課税通知書・総括表・税額変更通知書のフォーマットは自治体ごとに異なり、企業にとっては管理が困難かつ非効率な状態である。入力ミス等による誤徴収の恐れもある。</p> <p>中途入社・退職等に伴う各種異動手続きは、現在全て紙ベースのやり取りになっている。市区町村ごとに手続き期限が異なる等作業が煩雑で、誤徴収の恐れがある。</p> <p>企業が、各自治体から届いた特別徴収税額の決定通知書を従業員（納税者）に再配布する作業は、各自治体ごとにフォーマットが異なり、非常に煩雑になっている。通知書には会社が把握していない所得などの個人情報も記載されているため個人情報流出の恐れもある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>地方税法第41条</p> <p>地方税法第317条の6、第321条の4・5・6、地方税法施行規則第2条、第10条</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>給与支払い報告書の提出、特別徴収税額の通知、各種異動手続きなど、住民税特別徴収に係る手続きについては、全国の市区町村共通の電子手続システムを構築するなど、電子化・オンライン化及び窓口の一元化を行うべきである。</p> <p>特別徴収税額の電子的な通知は、給与支払報告書の電子的な提出を条件とせず、全自治体で早急を実施する必要がある。</p> <p>今後の地方分権の流れを見据え、全国の自治体で共通の手続きについては、eLTAXをベースとしつつ、自治体全体で共通のプラットフォームを形成していくことが重要である。eLTAXを全自治体に義務付けるとともに、個人住民税特別徴収に係る手続きについては、企業の選択により、本社一括処理を可能とするなどの配慮が必要である。全国共通の電子手続が可能に</p>

なれば、業務処理の大幅な効率化および誤徴収の防止につながり、各市区町村と特別徴収義務者の双方にメリットがある。

また、給与取得者（従業員）本人が各自専用HPへアクセスし、特別徴収税額や各種異動手続きの状況をオンラインで参照できるような仕組みを構築すべきである。

これにより、企業や自治体の事務負担が軽減されるのみならず、自然環境保護（紙の削減）、個人情報流失リスクの削減等の効果も期待できる。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	電子帳簿保存の承認要件の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	電子帳簿保存法では、会計システムや関連業務システムにおける明細データを電磁的に記録し保持すること、会計関連データの訂正・加除履歴の保持や検索性を確保することなど、電子帳簿保存法の承認を受ける要件が過度に厳格で、コストを伴うものとなっており、企業の税務関係書類の電子化が阻害されている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	電子帳簿保存法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件である。紙による保存よりも過度に厳格となっているこれらの要件を見直すべきである。 電子帳簿保存により、企業サイドのみならず、当局の事務効率化も図るよう、紙による保存よりも、電子的保存を促進する観点で法を見直すべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	全地方自治体における法人地方税の電子申告・届出 (eLTAX) の可能化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	一部の自治体では未だ eLTAX による法人の県民税、市民税の申告・届出が導入されていない。全ての地方自治体で eLTAX が導入されなければ、紙と電子が混在することになり、企業の業務効率化に繋がらないため、大企業は、紙ベースで申告・届出を行っている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	地方税法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	法人側における資料作成業務の効率化のため、全ての地方自治体において法人地方税の電子申告・届出 (eLTAX) を導入すべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
-------	----------------------

1. 項目	e-Tax による消費税申告手続の改善
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>消費税の中間申告書の作成において、税務署より送られてきた紙の申告書には必要事項（金額等）が予め記入されており、内容に間違いがないことを確認すれば、金融機関に持ち込むだけで事務手続きが完了する。しかし、e-Tax を利用して電子で申告する場合は毎月申告内容を全て入力し直す必要があり、事務手続きが煩雑である上に入力ミスリスクも生じる。したがって、税務署より送付されてくる紙の申告書を使用した方が事務手続きが容易であるため、紙で申告しているのが現状である。</p> <p>（2009 年あじさい対応再検討要請への対応策として、政府より、「中間納付税額」を自動的に申告書の該当欄に表示するシステムは、平成 23 年 4 月までのリリースを目指しているとの回答があったが、現時点では改善されていない。）</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	紙の申請書と同様に、電子の申請の際も予め必要事項が入力されるよう、早急に e-Tax の消費税申告納税手続きの改善を図るべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	償却資産税申告の電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	償却資産税の電子申告が全ての市町村で出来ないため、システム対応できず、結局、全て紙での申告となっている。ある企業においては、申告箇所が約500、申告書枚数が約8,000枚と、膨大な作業が生じている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	地方税法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	償却資産税の申告を、全国的に電子データで一括して行えるようにすべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	航空機燃料税申告の電子化 (e-Tax)
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	航空機燃料税の申告納付に関しては、e-Taxの対象になっていないため、毎月紙媒体で航空機燃料税申告を行っており、業務効率が改善されない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	航空機燃料税申告・納税に関し、早急に「e-TAX」を利用出来るようにすべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	デジタル教科書を前提とした仕組みの構築
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在は、教科書の発行に関する臨時措置法に基づく、紙の教科書を前提とした制度になっていて、デジタル教科書の仕組みが無い。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	教科書の発行に関する臨時措置法（文部科学省）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	デジタル教科書を前提とした仕組みを構築するべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	指導要録のデジタル化に関する運用規則の定義
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	指導要録のデジタル化については、学校教育法上明記されておらず、慣習上、児童等の進学、転学時における指導要録の引き継ぎの際に「記録用紙に押印する」必要があるため、進んでいない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>学校教育法施行規則 第二十四条 2項、及び3項</p> <p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。</p> <p>○2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>○3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し(転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。)及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	指導要録のデジタル化に関する運用規則を定義すべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	学校で保管する情報の保管場所に関する運用規則の改正
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	学校で保管する情報については、学校教育法では、以下のように定められており、「学校において備えなければならない表簿」という規定がASPサービス等を活用した情報管理を阻害する可能性がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>学校教育法施行規則 第二十八条</p> <p>学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学校に関係のある法令 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 七 往復文書処理簿 <p>(以下省略)</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	学校において備える情報の保管場所について、ASPサービスなどの活用を前提とした運用規則を示すべき。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	各教科の指導における ICT 活用の効果等の学習指導要領への明記
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	各教科の指導における ICT 活用は、学習指導要領において特に記載がないため、教師が柔軟に ICT を活用することができない。各教科の指導において ICT を活用する効果、目的、使用例等を示すことにより、より効果的な教育のための柔軟な ICT 活用を行うことが可能。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	学習指導要領
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	各種学校教育において、ICT 活用を柔軟に行えるよう、学習指導要領において ICT 活用の効果や目的、使用例等について記載を加えるべき。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	環境確保条例に関わる届出申請の電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>環境確保条例に関する届出申請にあたっては、事業所単位に東京都環境局へ提出する必要があるが、平成 22 年度からの新制度においては、基準排出量申請及び地球温暖化対策計画書提出が必要になった。</p> <p>環境確保条例に伴う主たる届け出には、使用量及び地球温暖化対策計画書の届け出があるが、条例改正に伴い、該当テナントがあった場合、特定テナント等地球温暖化計画書を併せて提出する必要が生じ、削減義務率達成の為に自所削減以外のクレジット取引等が発生している。各種届け出及びクレジット取引を電子化することにより、事務負担の大幅な軽減と金額等の誤記載防止等につながる。</p> <p>なお、環境確保条例に基づく届け出の内容と、改正省エネ法に基づく定期報告の内容は、実質的に重複する部分が多く、都内の事業所では二重の業務となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	東京都条例施行規則第 34 号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>東京都環境確保条例に関する諸申請について一括してインターネットで行われるようにすべきである。</p> <p>また、国と都で情報を共有することにより、改正省エネ法と都環境確保条例の重複を解決すべきである。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
-------	----------------------

1. 項目	省エネ法に関わる届出申請の電子化・提出先の一元化・書式の統一
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>省エネ法に関する届出申請にあたっては、事業者の主たる事業所（本社）所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に関わる事業の所管省庁に提出する必要がある、エネルギー管理者等の選解任届についても同様の提出が必要である。</p> <p>改正省エネ法に施行に伴い事業所単位報告から事業者としての報告となり、各事業所の使用量の取り纏め後の報告となった。旧法の場合であれば、エネルギー管理指定工場に指定になった事業所から事業所の所在する所管省庁への報告で済んでいたため、個別対応が可能であった。改正省エネ法対応についても各事業所からの報告をインターネット上で集計できるようになれば、事務負担の大幅な軽減につながる。</p> <p>また、報告は、都道府県、政令指定都市に区分けされており、手続きが煩雑である。政府と自治体の情報連携が図られれば、無駄な作業が無くなる。</p> <p>さらに、申請書類の項目・書式を統一することで、事務作業がより正確に、スピーディーにできる。政府と自治体の項目・書式が統一されれば、各電力会社の電力使用データもそれに併せて統一されると期待される。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>改正省エネ法に基づく、エネルギーの使用の合理化に関する諸申請について一括してインターネットで行われるようにするとともに、政府・地方自治体が情報連携を図ることにより、提出先を一元化すべきである。</p> <p>その際には、申請書類の項目・書式を全国統一し、企業の負担を軽減すべきである。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
-------	----------------------

1. 項目	産業廃棄物に関わる報告の電子化と報告内容の全国統一
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>広く自治体を跨って事業所等を所有する企業等は、「多量排出事業者」として産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成、および計画の実施状況について多くの自治体に報告しなくてはならないが、自治体ごとに提出条件（提出用様式、承認者の責任区分）が異なる。また、多くの自治体は環境省のフォーマットを使用している一方で、追加で情報を要求する自治体（例えば千葉、愛知など）があったり、産廃コード番号が異なる自治体（例えば大阪、静岡など）があったりするなど各自治体の対応はまちまちである。このため、各自治体へ都度確認を取る必要があり、非常に手間が多いのが実情である。自治体によって、電子報告を求めるところとそうでないところがあるため、それぞれに対応しなくてはならず、多大な労力が必要となっている。報告内容を全国で統一し、電子化に一元化すれば、時間や紙資源が大幅に節約される。</p> <p>また、県又は市の依頼を受けた調査業者から「廃棄物行政を推進するため、産業廃棄物の発生及び処理方法の現状を把握することを目的とする実態調査（依頼）」が毎年寄せられるが、内容は行政へ行なっている多量排出事業者に係る報告と重複している部分が多い。調査依頼が報告の時期に重なることが多く、行政側で情報を共有していれば本来必要のないはずの事務負担を強いられている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第12条第7項・第8項、施行令第6条の3、施行規則第8条の4の5・第8条の4の6 廃棄物処理法施行規則様式第二号の二、三、四、五 各条例</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>「多量排出事業者」に義務付けられている、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成、および計画の実施状況についての都道府県知事、保健所設置市市長への報告について、全国自治体への報告内容を環境省のフォーマットに統一するとともに、電子報告を基準とした対応に統一すべきである。</p> <p>また、県や市の実態調査に重複して対応しなくてもすむよう、報告内容を見直すべきである。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	産業廃棄物処理法に関わる収集運搬業許可制度の電子化・簡素化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>廃棄物処理施設ならびに収集運搬業の許可について、現在は中核市以上の都市で許可事務ができることとされており、事実100を超える許認可権者（行政機関）により事務が行われている。広域的に収集運搬の事業を行う場合に、同一内容の複数の許可を取得・更新しなければいけない現行の制度は、処理業者側の手続き負担が大きく事業展開の弊害にもなっている。また、収集運搬業を行うといった業務の内容にはどの地域で行っても特に変わらないものであるにもかかわらず、許可申請の添付書類は行政ごとに異なるなど、事業者の負担も大きい。この簡素化は行政側にとっても事務量の軽減に繋がる。</p> <p>また、役員の変更届出を提出する場合、多くの行政機関が登記事項証明書の添付を求めているが、商業登記簿の役員の変更登記は10日以上要することも多く、事業者がいかに努力しても法令を遵守できないことがある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>廃棄物処理法 法第14条第1項 法第24条の2 廃棄物処理法 法第14条の2第3項 施行規則10の10</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>廃棄物処理法上の行政手続について情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続を一括してインターネットで行えるようにすべきである。廃棄物処理法の許可手続に係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットの活用により、複数の地方公共団体に対して申請手続を一括して行うことができれば（ワンストップサービスの実現）、事務負担の大きな軽減につながる。行政手続に係る事務負担の軽減、電子政府化の推進等の観点から、民間事業者にとっても使い勝手のよい廃棄物処理法に係る情報システムを構築すべきである。</p> <p>また、役員の変更に係る変更手続に要する添付書類（住民票・登記事項証明書等）を削減する方向で見直すべきである。少なくとも、業を目的としない自社処理のための廃棄物処理施設について、添付書類を削減すべきである。</p> <p>加えて、廃棄物処理施設について軽微な変更を行う場合の届け出に際し、すでに届け出ている役員に係る添付書類については削減すべきである。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	データセンター環境規制に関する基準の統一化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	データセンター事業は、機能集約を行い、一カ所で効率的に運営する方が、社会全体として環境負荷は低減できる。東京都環境確保条例など自治体ごとに環境規制が講じられつつあるが、国の基準や自治体間での不整合が見られ、特にデータセンター事業のような集約効果の高いビジネスの立地選択に悪影響を与える懸念がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	各自治体の環境規制条例（東京都環境確保条例など）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	単純に事業所（者）毎の環境負荷削減というローカルミニマムを目的とした規制ではなく、機能の集約化による社会全体での環境負荷低減を促進するような規制のあり方に転換すべきである。また、国と自治体、自治体間の基準や規制事項を統一すべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	住民基本台帳ネットワークの利用業務拡大および民間事業者での利用
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>住民基本台帳（住民基本台帳ネットワーク）の利用機関・業務は、行政事務に限定されており、社会インフラとして十分に活かしきれていない。</p> <p>また、生命保険会社の業務においては、以下のような事象が生じている。</p> <p>ア) 個人年金保険支払時の被保険者の生存確認の観点から、年金受取人が市区町村長証明印を受けた「現況届」を生命保険会社に毎年提出する必要があるが、高齢の年金受取人にとって大きな負荷となっている。</p> <p>イ) 顧客の転居等に際し住所変更の届出がない場合、顧客への重要な連絡・案内等を行うために市区町村への照会を実施しているが、相当の時間やコストが生じている。</p> <p>公的年金の支払にあたっては、日本年金機構（旧社会保険庁）は、平成18年10月より、住民基本台帳ネットワークの利用が認められ、年金受給者による「現況届」の送付・返信手続きが原則不要となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	住民基本台帳法第11条、11条の2、12条、12条の2、30条の7
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>十分なセキュリティ対策や利用機関・業務の認定制度を整備することを前提に、個人年金保険支払など準公的業務を行う民間事業者においては、厳密な現況確認を行うため、住民基本台帳ネットワークの利用拡大を図る。</p> <p>また、国民が、行政が保有する国民自らの情報（住所等）については、本人の了解のもと、民間事業者や他分野での利用ができる仕組みを整備することにより、国民の手続き負担が軽減されるだけでなく、自治体や民間事業者の事務が効率化し、行政コスト・事業コストの低減を図ることができる。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	公的個人認証サービスの民間事業者への利用拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、公的個人認証サービスは、行政業務の利用に制限されているが、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」では、民間事業者における電子的な本人確認手段として、公的個人認証サービスの電子署名を指定したものがあり、矛盾した状況である。</p> <p>また、公的個人認証サービスの利用範囲を金融機関での口座開設やクレジットカードの新規発行など電子商取引まで拡大するためには、リアルタイムでの本人の認証・確認（実在確認）が行える仕組みが必要とされている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第1条、3条4項、17条 ・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則第6条 ・犯罪による収益の移転防止に関する法律 ・古物営業法第15条 ・携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>公的個人認証サービスに、十分なセキュリティを確保し、民間事業者がオンラインでリアルタイムに本人の認証・確認（実在確認）ができる仕組みを整備する。</p> <p>また、電子証明書の記録媒体は、住基カードに限定せず、民間で普及が進む携帯電話端末やFeliCa等のICカードなどに拡大することにより、民間の新たなビジネスの創出も期待される。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	電子署名法における利用者の真偽の確認の方法
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>民間では、法人内で利用する組織長印の電子版として、認定認証事業者が発行する電子証明書を活用している。</p> <p>認定認証事業者が発行する電子証明書の利用申込には、利用者の真偽の確認のために、組織長個人の、公的機関が発行する個人情報を証明する書類（住民票の写し、戸籍の謄本若しくは抄本、登録原票記載事項証明書の提出、及び、利用申込と同時にを行う方法としては印鑑登録証明書の提出、個人実印の押印）が必須となっている。</p> <p>法人内での利用に関わらず、公的機関が発行する個人情報を証明する書類の提出が必須であることが、法人での利用促進を阻んでいる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	法人利用に係る電子証明書の利用申込における利用者の真偽の確認は、住民票の写し等の公的機関が発行する個人情報を証明する書類に依らず、登記事項証明書等にて証明される法人代表者が、利用者を文書で証明するなどの方法にすべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	政府統計情報の二次活用
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	行政が行う統計調査結果については、公表内容や提供対象が限られており民間部門などで十分に利活用されていない。また統計情報の提供方法は用紙やフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクなどに限られており入手コストがかかる。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	統計法第 34,35,36 条 統計法施行令第 13 条 統計法施行規則第 15 条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	行政が行う統計調査については、個表も含め個人情報保護に配慮した形で公表し、学術部門に限らず利用者自らがデータを利活用できるよう制約を緩和するべきである。個人情報保護に配慮しつつ、可能な限りロー・データに近い形で提供可能とすること、提供対象を学術部門に限定せず民間部門まで拡大すること、e-Stat の機能拡充により利用者がオンラインで分析を行えるようにすることにより、民間部門でのインテリジェンスが高まり、新規ビジネス検討等に役立てることができる。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	自動車関連情報の利活用
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	自動車に関する情報はライフサイクルを通じて管理されておらず、自動車の製造、販売、登録、保守、日々の利用に関わる諸情報は、複数機関に散在しており、一元管理されていない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	道路運送車両法 道路交通法 自動車公正競争規約
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	中古車の取引において適性な評価・購入を行い、安全性を確保できるよう、車のライフサイクルを通じた情報を車両ごとに一元管理・公表すべきである。各車両の過去のオーナー数、オーナーごとの所有期間、年間走行距離、走行距離、過去の事故情報などを一元管理・公開することにより、中古車市場の活性化、資源の有効利用、消費者の安心・安全向上が図られる。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	GISで管理する法規制区域の電子データ提供
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>地方公共団体が保有している法規制区域データの一部はWebから閲覧可能であるが、電子データの提供は行政サービスや公的機関等が行う研究目的等のみである。そのため、地方公共団体に個別確認し、企業が保有しているGISシステムに手作業にて法規制区域を登録している。したがって、国・地方公共団体が保有しているGISデータを効率的に活用できていないことと、手作業で登録しているため精度が高くない。</p> <p>電子データの提供が可能となれば効率化となることと、法規制区域の精度向上により法令に抵触するかどうかについての予見可能性が高くなる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	-
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>地方公共団体がGIS（※）で管理している法規制区域について、民間へ電子データ提供する。また、電子データは統一したフォーマットにする。</p> <p>※GIS（Geographic Information System）・・・地図情報システム</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
-------	----------------------

1. 項目	戸籍の集中管理
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>通常、自分が居住する自治体以外の自治体に本籍地を有している国民は多く、遠隔地（本籍地の自治体）で管理している戸籍謄抄本および戸籍附票を入手するという行政手続きには下記のような問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠隔地の戸籍謄抄本および戸籍附票を入手するために、わざわざ交通費と時間を費やすことはできないため、通常郵送という手段を使う。しかし、郵送時には、請求先の本籍地自治体に対して、請求書類、郵便小為替、返信用封筒、身分証明書のコピーを同封しなければならない、その準備に大きな労力がかかっている。 ・請求書類については、あらかじめ電話で問い合わせて、戸籍謄抄本や戸籍附票の通数や使用目的などを記載しなければならないが、国民にとってその内容を正しく理解することが難しい。内容が間違っていた場合には、後日先方から連絡があり、請求書を訂正したり、手数料を変更したりと大きな労力がかかる場合がある。 ・戸籍謄抄本および戸籍附票の入手には手数料を支払う必要があるが、郵送の場合手数料の支払いが郵便小為替に限られている。郵便局まで出向いて郵便小為替を購入しなければならないという不便さがある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>戸籍法第八条 戸籍法施行規則第七条</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>本籍地自治体以外の場所で戸籍を管理できるようにする。ICTの利活用により、どこの自治体窓口でも戸籍謄抄本および戸籍附票の交付が可能にすべきである。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	高年齢雇用継続給付金申請の簡素化・電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>定年後再雇用の増加により、雇用継続給付金の事務作業は増えている。高年齢雇用継続給付金をハローワークに申請する際、その申請は全て手書きでおこなっているのが現状である。また、現在は、申請する被保険者全員の電子署名が必要とされており、電子証明書の取得費用がかかるとともに手続きが煩雑である。このため、電子申請制度があるにもかかわらず利用されていない。異動届と同様にリスト（電子ファイル）による電子申請が認められれば、大幅に企業の事務負担が軽減される。</p> <p><高年齢雇用継続給付について> http://www.hellowork.go.jp/html/info_1_h3d.html</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>雇用保険法 第六節 雇用継続給付 第一款 高年齢雇用継続給付 （第六十一条―第六十一条の三）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>高年齢雇用継続給付金の申請はリスト（電子ファイル）にて提出できるよう、電子申請手続を簡素化し、利用を促進すべきである。給付金の申請を簡素化しすぎると不正受給等が心配されるのであれば、まずは上場企業など一定の信用がある企業を対象に簡素化を図るべきである。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	36 協定届の事業所毎の届出の一括化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	法定の労働時間を超えて労働（法定時間外労働）を行う場合、または、法定の休日に労働（法定休日労働）を行う場合には、あらかじめ労使で書面による協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要となっている。しかし、労働組合と一括で締結した労使協定を、各事業所の所轄官庁毎に届け出る必要があるため、事務作業が膨大になっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	労働基準法 36 条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	協定内容が同じ事業所については、行政機関間の情報連携により、本社管轄の労働基準監督署長への一括届出で済むようにし、事務作業を簡略化すべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
-------	----------------------

1. 項目	国、自治体、独法共通の入札参加申請システムの構築
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国、自治体、独立行政法人等における物品・役務調達に対する入札参加申請手続は、国・県単位レベルではシステム統一化が進みつつあるものの、申請システムが異なる場合は、同じ申請項目を何度も入力する必要があり、業務効率化を図ることができない。また、有効期限が各システムによって異なるため、システムごとにアプリケーションのバージョンに合わせてPC端末を用意しなければならない場合もあり、回線利用料、ICカード代、維持費等がかかっている。</p> <p>国、自治体、独法等における入札参加に求められる提出資料は多岐にわたるが、決算書のように共通の資料をデータベース化し共有することで、業者及び入札機関の事務負担を軽減すると共に紙の使用料を減少させエコに繋げることが可能となる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	競争参加者の資格に関する公示
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>入札参加申請システムを国システムに統一し、国、自治体、独法で共通に使える基盤とするべきである。また、有効期限を3年等に延長すべきである。</p> <p>その際は、提出資料の本質的な要否を見極め、提出物の簡素化を図るべきである。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	都市開発やエリアマネジメント活動に係る各種行政申請窓口の一元化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	都市開発やエリアマネジメント活動において、許認可手続き窓口が複数あることが、調整の長期化の原因の一つとなっている。都心再生に向け迅速な対応が図られるべき分野であるため、行政手続きの窓口一本化等により、手続きが簡素化、短縮化される。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	都市開発やエリアマネジメント活動において、行政機関への申請が必要な法律項目（都市計画上の制約、広告物規制、食品衛生法、道路法等）を一つの行政窓口申請ができるように、行政機関の情報連携を図るべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	長期優良住宅認定申請に関する提出窓口の一元化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	住宅を建築する際の確認・審査業務として、建築確認申請（所管行政庁または民間評価機関）、性能評価申請（民間評価機関）、長期優良住宅認定申請（所管行政庁）があるが、そのうち長期優良住宅認定申請については、その事前審査としての技術的審査のみ民間評価機関で行い、その適合書を添付する事で、長期優良住宅認定の申請を所管行政庁に提出する流れが一般的であり、申請が2ヶ所にまたがる事で業務が煩雑になっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	法規制でなく運用上の規制（参考：長期優良住宅の普及の促進に関する法律）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	長期優良住宅認定申請を登録住宅性能評価機関に提出すれば、所管行政庁において情報が共有されるような業務フローを構築すべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	金融商品取引に関わる書面の電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	金融商品取引法導入に伴い、書面交付が増えているが、書面の保管場所に困り、ペーパーレスの流れにも反している。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	金融商品取引法第37条の3
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	金融商品取引契約を締結しようとするときは、契約締結前に書面を交付しなければならないとの規定があるが、電子データでの授受などペーパーレスの手段を講ずべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>当該保険契約の保険募集に際して解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法としては、現状、「書面の交付」のみに限定されている。</p> <p>一方、昨今のインターネット環境の普及に伴い、インターネットを活用した保険契約申込手段の提供を通じて、消費者の利便性に大きく貢献している。</p> <p>しかしながら、当該保険契約においては書面交付が必須であることから、インターネットによる保険募集を行う場合であっても、インターネットのみでは申込みが完結せず、郵送等による書面のやり取りが一定発生することから、現在の規制はインターネット申し込みの利便性を阻害する要因となっている。</p> <p>当該説明の必要性を法的に措置しておくことを否定するものではないが、その方法を「書面の交付」に限定せず、この規制を緩和して電磁的方法による提供を可能とし、消費者利便の向上を図るべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	保険業法第100条の2に基づく内閣府令第53条第1項第3号および同条第2項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約（以下「当該保険契約」という。）の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるようにすべきである。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	特定原産地証明の電子発給の容認
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>既存の FTA/EPA における第三者証明制度において、特定原産地証明書の発給手続は電子化されているものの、証明書自体ははまだ紙で発給されている。</p> <p>特定原産地証明書の電子発給により、利用企業側での利便性の向上とスピードアップ、不要コストの削減が可能となり、貿易円滑化や日本輸出産業の競争力強化に資する。</p> <p>また、ASEAN 諸国においてもアセアン・シングル・ウィンドウ等を通じて特定電子原産地証明の政府間電子連携に向けた検討が進められつつあり、わが国が遅れをとらぬよう、主導的な役割を果たすべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	経済連携協定に基づく特定原産地証明書発給等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>現状、紙で発給・運用されている特定原産地証明書について、電子的な交付を認めるべきである。</p> <p>相手国との連携に向けた技術検討や協定変更等に対応する必要がある場合、まずは日本国内の申請者側でのプリントアウトを認める方式を導入するなど、段階的にでも電子発給に向けた措置を進めるべきである。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	航空機登録申請の電子化に伴う添付書類の削減
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	航空機登録申請の電子申請が可能となったが申請に必要な書類の数は以前と減少していないため、書類を郵送する等の手間が発生しており、本来の電子申請の意図する効率化が図られていない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	航空機登録に関する電子申請は、全てオンラインで出来るようにし、申請に必要な書類を削減すべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	航空機用火工品輸入時の手続きの電子化・簡素化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	航空機用火工品を輸入する際、経済産業省の輸入の承認、及び県庁の輸入の許可が必要である（1件 12,000円）。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	輸入貿易管理令第4条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	一度登録しておけば、次からは商品説明等を提出することなく、インターネットを利用して簡単に申請できるようにすべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	自動車保管場所申請書書式の全国統一
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	企業では、全国の自動車保管場所についてデータベースを構築し、統括管理しているが、自動車保管場所申請（車庫申請）書は各都道府県により書式が異なる。各都道府県の車庫書式の入手・管理が困難であるため、電子的に申請を処理することが難しいのが現状である。自動車保管場所申請書の書式が全国統一されれば、事務処理がスムーズになる。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	自動車の保管場所の確保等に関する法律 第四条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	登録車・軽自動車など、各々の自動車保管場所申請書の書式を全国統一すべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	土地・建物の所在表記の統一
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>企業では、全国の自動車保管場所についてデータベースを構築し、統括管理しているが、地番表記を管理している役所と住居表記を管理している役所がそれぞれ独立して動いていることにより、土地や建物の所在表記が一致していない箇所が全国にいくつも存在している。このことが原因で、車両保管場所申請手続上、管轄警察署との見解相違が発生し、その度に謄本取得、所轄警察署への説明など、事務手続き上、膨大な手間が発生している。</p> <p>地番表記と住居表記が共通化して管理されれば、企業の事務手続き負担が大幅に軽減される。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>不動産登記法、住居表示に関する法律 不動産登記令、住居表示に関する法律施行令 不動産登記規則</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	地番表記と住居表記を同じものにすべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	コンテナ型データセンターに関わる規制の見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>建築基準法および消防法の規制により、現在、日本では、コンテナ型データセンターの普及が進んでいない。</p> <p>データセンター内への人の出入りはセキュリティー確保の面からも非常に限られており、定常的に人がいることを前提とした建築基準法とは前提が大きく異なる。</p> <p>また、コンテナ型データセンターは設置場所が人や建物から離れた郊外や単独施設として設置されることが多く、人や他の建築物に影響を与えることが少ない。</p> <p>現状、消防法でのカテゴリは各自治体の判断によるため、自治体によってバラバラである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	建築基準法、消防法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>コンテナ型データセンターに関して、規制の緩和をし、普及を促進すべきである。建築基準法に関してはコンテナ型データセンターを適用外とし、消防法に関しては緩和をすべきである。</p> <p>センター内に短時間でも人が出入りする可能性があることから、建築基準法の対象から外せないということであれば、審査内容の簡素化及び審査期間を大幅に短縮すべきである。</p> <p>消防法に関しては、カテゴリーを統一することで、制度運用を適正化し、申請にかかる工数を削減すべきである。また、カテゴリーのレベルもより簡易な物にすべきである。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
-------	----------------------

1. 項目	ネット選挙の解禁
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	公職選挙法では、頒布できる文書図画が限定されており（公職選挙法第142条等）、文書図画に該当すると解釈されているインターネットは候補者、政党、有権者等が活用することができない。今日では、生活スタイルが多様化し、情報入手の手段も多様化し、人々がそれを自らに合った形で活用することが当たり前になっている。選挙運動において、インターネットという「手段」が禁じられたままになることは、選挙に関する情報の入手及び発信の機会を国民から奪うことになり、インターネットによる日本の民主主義の前進、国民の政治参加の一層の促進が諸外国に比べてこのままでは大きく遅れてしまう。地方選挙を含めれば選挙は日常的に行われていることを考えると、このような環境を整えるため、十分なインターネット活用が可能となるような公職選挙法の抜本的な改正が必要である。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公職選挙法第142条～146条等
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	選挙運動におけるインターネット活用（ウェブサイト、電子メール、ソーシャルメディア等）が候補者・政党だけでなく広く有権者を含めた一般の者も可能とするような公職選挙法の抜本的な改正を行うべきである。将来的には住基ネットを用いて、インターネットでの投票を可能とすべきである。

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	国際標準化に向けた JIS 制定手続の短縮化および英語原案の容認
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	現在、国際提案を前提とした JIS については、日本語の JIS をもとに英訳を行っているが、双方の言語の思考の文化的背景の差が出てきて、それが要件記述の品質低下になり、ひいては国際標準として成立するハードルが高くなる危険をはらんでいる。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	工業標準化法 3 条第 1 項、日本工業標準調査会規則 6 条、日本工業標準調査会運営規定
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>1. ISO や IEC の国内ミラー委員会にて作成した仕様を JIS 規格として制定する際の手続き期間を極端に短縮すべきである。</p> <p>2. 企業が投資して作成した仕様を、迅速に国際社会へ還元してその恩恵を受けられるように、国際提案を前提とした JIS 規格については、日本語 JIS の英訳ではなく、最初から英語で作成することを認めるべきである。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	PLC（高速電力線通信）の屋外利用
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>今後、急成長が見込まれるEV（電気自動車）やPHEV（プラグインハイブリッド自動車）の充電ケーブル通信によるバッテリー制御やインターネット網との接続により国民生活の利便性の向上が期待できるが、その為には屋外利用が必要である。</p> <p>日本以外の国では、屋外においてMHz帯を利用する高速PLC（高速電力線通信）の実用的な活用が開始され、特にスマートグリッド分野では、光ファイバー幹線網から電力引き込み線を利用したスマートメータ及び宅内機器の情報収集・制御に、高速PLC通信を活用する検討が進んでいる。</p> <p>現在、市場に流通している高速PLCモデムは、アマチュア無線利用帯域に対する周波数ノッチを業界自主規制で入れることで被害が出ていないことから、適切なノッチを入れることで既存周波数ユーザとの共存は技術的に十分に可能である。</p> <p>以上のように、既存周波数ユーザとの共存環境を配慮した上で、屋外利用規制緩和見直しを図ることにより、情報通信分野での国際競争力強化と国民生活の利便性向上が大いに期待できる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>電波法 100 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波法施行規則第 44 条 ・ 無線設備規則第 59 条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>既存周波数ユーザとの共存の為、以下の条件を付与した上で、2-30MHzの周波数帯において、PLCの屋外利用を認めるべきである。</p> <p>A.アマチュア無線利用帯域等に対するノッチの挿入。</p> <p>B.軒下（のきした）設置など、設置環境に対する運用基準の導入。</p>

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	モバイル WiMAX 移動局の技術条件の緩和
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>モバイル WiMAX（無線設備規則 49 条の 28 に規定する送信バースト長が 5 ミリ秒のもの）の移動局では、送信空中線利得が 2dBi 以下に制限されている。</p> <p>空中線利得 2dBi は、ダイポールアンテナの利得より低い数値で、一般に小型の機器に組み込む空中線として設計が困難である。空中線の効率を下げる設計手法で実現する方法もあるが、設備規則 20 条の「空中線の利得および能率がなるべく大であること」とする考え方に反し、また受信機の感度を低下させることにもなる。</p> <p>一方、同時期に制度化されたほぼ同様のシステムである次世代 PHS 移動局では、設備規則および関連告示によれば、空中線利得は 4dBi 以下となっており、モバイル WiMAX の空中線利得も同様に 4dBi としても何ら問題ない。</p> <p>また、空中線利得 2dBi は、日本固有の規制値である。 （WiMAX サービスを展開もしくは展開予定の国・地域の規制値は、2dBi 以上）</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>無線設備規則第四十九条の二十八 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム（略）は、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。 （略）</p> <p>4 前各項に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。</p> <p>H19-11-29 総務省告示 651 号 一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であって、送信バースト長が五ミリ秒のもの無線設備 1 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。 （二）陸上移動局の送信装置 （1）通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合 送信空中線の絶対利得 二デシベル以下 送信装置の空中線電力 二〇〇ミリワット以下 （略）</p> <p>注 1 送信空中線の絶対利得が二デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。 注 2 送信空中線の絶対利得が二デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。</p>

<p>4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案</p>	<p>上記 H19-11-29 総務省告示 651 号の 「送信空中線の絶対利得 二デシベル以下」を 「送信空中線の絶対利得 四デシベル以下」に、 関連する注の 「絶対利得が二デシベル」を 「絶対利得が四デシベル」に緩和すべき。</p>
--------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

意見提出者	西日本電信電話株式会社
1. 項目	遠隔医療に関する規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>医師法等では対面による診療が原則とされており、遠隔医療は、患者が離島・僻地等に居住し対面が困難な場合や特定の慢性疾患の場合を除き、認められていない。また、遠隔医療では診療報酬の適用範囲が限定されており、且つ適用される場合であってもその報酬には遠隔医療に必要なシステム・機器等の費用が考慮されていない。</p> <p>このため、現時点における遠隔医療は一部地域での限定的な実施にとどまっており、期待されていた、医師の不足・偏在の解消への貢献、患者の診療場所までの移動に伴う時間的・金銭的負担の軽減といった効果も限られたものとなっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・医師法第20条及び歯科医師法第20条 ・「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の一部改正について（医政発第0331020号 平成15年3月31日）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>遠隔医療の適用条件を緩和するとともに、遠隔医療における診療報酬の見直しを図ることが適切と考える。</p>

意見提出者	西日本電信電話株式会社
1. 項目	特定保健指導における初回指導に関する規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>特定保健指導の初回指導は直接面談に限られており、テレビ電話等のICTを活用した遠隔面談は認められていない。</p> <p>特定保健指導においては、現在、保健師等の人員不足や稼働逼迫、保健指導利用率の低迷等が課題となっているが、初回指導での遠隔面談が認められた場合、これらの課題解決に向けた一助となることが期待される。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「特定検診及び特定保健指導の実施に関する記述」に関する大臣告示 (平成20年1月17日、厚生労働省告示第9号)</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>特定保健指導の初回指導について、遠隔面談で実施できるよう見直しを図ることが適切と考える。</p>

意見提出者	西日本電信電話株式会社
1. 項目	学校教育現場における著作権の扱いに関する規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>学校の教師がテレビ番組等を録画し、その録画を教室で再生し授業の教材として活用することは現在も可能であるが、校内 LAN サーバに映像ライブラリとして録画を蓄積することは認められていない。</p> <p>このため、学校 ICT 環境整備事業等によってサーバと接続されたデジタルテレビの各教室への配備が進んでいるにもかかわらず、録画をサーバに蓄積した上で、複数の教師が共用する、あるいは蓄積されたライブラリの中から必要な録画を適宜選び出して使用するといった効果的な活用ができない状況である。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第 35 条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	学校現場におけるテレビ番組等の録画利用にあたっては、校内 LAN サーバに録画を蓄積して活用できるよう見直しを図ることが適切と考える。

意見提出者	西日本電信電話株式会社
1. 項目	戸籍簿の保管に関する規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	戸籍簿については、法令によって市役所または町村役場の外に持ち出すことが禁じられていることから、庁舎外のデータセンタ等に保管することができない。現行制度を前提とすれば、今後自治体の情報システムのクラウド化を本格的に推進していく中で、戸籍簿に関する情報システムだけはその対象とすることができず、自治体におけるICT利用環境の改善、ICT開発・運用コストの低廉化を阻害することが懸念される。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍法第8条 ・戸籍法施行規則第7条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	戸籍簿の保管について、セキュリティが十分に確保されることを条件に、データセンタ等での保管を可能とする方向で検討することが必要と考える。

意見提出者	西日本電信電話株式会社
1. 項目	行政機関への各種申請・届出等手続きのオンライン化の促進
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>行政機関への各種申請・届出等については、「行政手続オンライン化法」(平成14年法律第151号)等が施行されて以降、原則として全ての行政手続についてオンラインでの実施が可能とされ、実際に国に係る手続はオンライン化への対応が進展してきているが、一方、自治体に係る手続についてはオンライン化への対応状況において自治体間で大きな差異が生じている。</p> <p>このため、複数自治体に跨って事業展開している企業等にとっては自治体毎に異なる対応を求められるため、オンライン手続きを活用しづらく、オンライン化による利便性の向上等のメリットを享受し難い状況となっている。</p> <p>【自治体によりオンライン化状況が異なる申請・届出等の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可・使用許可申請 ・建築物清掃業の登録申請、飲食店営業許可申請 等
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	各自治体における運用ルール等
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	年間取り扱い件数が多くオンライン化によるメリットが大きい行政手続については、全国の自治体においてオンライン化を実現するために必要な措置を講じることが適切と考える。

意見提出者	株式会社ルートレック・ネットワークス
1. 項目	組み込み用無線モジュールの工事設計認証における構成要件について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、2.4GHz 帯小電力データ通信システムの組み込み用無線モジュールは、モジュール単体で工事設計認証を取得する必要がある。ところが、我が国の運用では、本体装置に組み込む方法として半田付けによる方法を取っているモジュールは、単体では工事設計認証を取得することができない ・FCC や CE マーキングでは半田付けにより組み込むモジュールでも単体で認証を受けることができるため、海外では認証済みモジュールとして機器に組み込む事が出来る ・しかし我が国で製品に組み込もうとすると、組み込みした本体製品毎に工事設計認証を取得する必要があり製品のシリーズ化、製品マイナーチェンジする度に認証費用が必要となり多品種多様化する機器への Wi-Fi の組込みを阻害している ・また、モジュール単体で認証を取得できる条件が明確でないため、登録証明機関に試験を依頼した後に、試験の結果に関わらず取得できないことが判明するなど、完成製品の販売に至るまでのスケジュール遅延の原因にもなっている
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・登録証明機関法人の説明によれば、総務省関連の委員会において、容易に取り外しが出来ない物（半田付けが必要なもの）は単体で工事設計認証を取得できる無線モジュールとして認めないと決定されたとのこと ・従って本件を定める法令は存在しないものの、運用上の議事録として存在すると思われる
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、日本市場は海外（特に米国）ICTベンチャーから見ると魅力が落ちてきていると耳にする。原因としては、隣国の中国と比較した時の内需の市場規模があげられるが、規制による参入障壁にも起因している部分があると思われる ・海外の起業家から、「日本の電波規制は曖昧な部分もあり認定取得が厄介だ。日本の内需も滞っているので、他国を優先して売込みに行った方が効率良さそうだ」と、最先端のICT技術を知る機会、また製品化して事業化する機会が失われていってしまう ・ついでに米国（FCC）、カナダ（RSS）、EU（ETSI）と同等に、2.4GHz 帯無線モジュール単体として工事設計認証を取得する要件は、グローバルスタンダードに合わせるべきである ・具体的には本体装置との接続方法が半田付けであっても認証を取得することができるようにすべきである ・この規制緩和により、多品種多様化した製品への無線機器の組込みが容易になり、迅速な製品サイクルへの対応、グローバル市場への進出がしやすくなる。 ・また今後ネットワーク化による新規需要が見込まれている市場、モバイルヘルスケア、スマートグリッド、スマートベンディングマシン、スマート車両など、機器と機器を無線でつなげた新規市場（ワイヤレスM2M）

創出にもつながっていく

意見提出者	株式会社ルートレック・ネットワークス
-------	--------------------

1. 項目	小電力データ通信システムの出力規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・主に ISM バンドを使用する小電力データ通信システムは IEEE802.11a/b/g/n や IEEE802.15 などの国際標準方式が存在し、世界各国ではおおむねこれらが使用できる電波の法規制において歩調を合わせている ・我が国でも国際標準を考慮して免許不要で使用できる要件が定められており、互換性による致命的な問題が発生することはない ・しかしながら、通信距離にかかわる電波出力あるいは電界強度にかかわる法規制は、我が国は諸外国と比較して最も厳しい水準となっている ・その為利用できるアプリケーションが限定されており、屋外での無線 LAN 利用システムを構築するには甚だ出力が不足している
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・電波法施行規則
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・無線 LAN 技術は、今後本格実用が進むマルチホッピング技術、メッシュネットワーク技術により、有線通信インフラが未整備な地域での情報ネットワーク構築、産業分野並びに農地における M2M (machine to machine) 通信など応用分野は多岐にわたる ・これらの技術革新は「光の道 構想」によるインフラ整備との相乗効果も高く、光プラス無線による地域での ICT 利活用を推進する原動力となる ・そこで我が国の厳しい電波出力規制を米国、欧州での規制水準を考慮し緩和する事により利活用率を加速させたいと考える (参考データ EIRP：日本 10mW/MHz、EMEA100mW、米国 4000mW) ・仮に屋外にて現在の通信距離（100m 程度）が数百 m から数 km 程度の通信距離を確保できると、PHS・携帯電話網及び近接の F T T H にも到達可能となり、スマートグリッド、スマートベンディングマシン、スマート車両などのワイヤレス M2M の市場がより活発化する ・光やケーブルの敷設が経済面で消極的なエリアにおいても無線 LAN 技術にメッシュネットワーク技術並びにマルチホッピング技術を融合させる事により、低コストでのブロードバンド敷設が可能となる ・更に、災害時に人が集まる場所である学校、病院、役所、広域避難場所、警察、消防署等に高出力の無線 LAN のメッシュネットワークとバッテリーを構築する事により、災害時の情報伝達が正確に迅速に行う事ができる ・今後、携帯電話は「移動性」、無線 LAN は「可搬性」を重視した技術革新が行われていき、各々の特徴を活かした市場を創出していくであろう

意見提出者	株式会社ルートレック・ネットワークス
1. 項目	選挙運動におけるインターネット利用規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、公職選挙法の規定により選挙期間中のインターネット利用が事実上制限されており、候補者はウェブサイトの更新や電子メールの配信等が行えない状況になっている ・街頭演説ではその場にいる聴衆しか内容を聞くことが出来ず、有権者の多くは勤務時間帯であるため聞くことが困難である ・政見放送もテレビ・ラジオで定められた時間に配信されるだけになっており、都合が合わない有権者は視聴することができない ・結果、選挙の際には選挙演説を殆ど聞かず、又顔と名前程度しか知らずに投票している有権者も多数いると思われる
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>公職選挙法 142 条 公職選挙法 146 条</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを利用して候補者が自らの主張を十分にアピールすることが可能になれば、有権者にとっても投票にあたっての検討・判断が行いやすくなり、正しい投票（顔、名前、公約が一致）と、投票率の向上につながると思う ・政見放送についてもインターネット上の動画配信サービスを利用してオンデマンド配信を可能にすることで、PCや携帯端末を利用してより多くの人が視聴することが可能になる。 ・何度も聞けるという事は、立候補者側においてもスピーチの内容を充分吟味した上での演説となり、わかり易い説明が期待できる ・選挙時には立候補者全ての演説を自治体クラウドに置き、有権者はいつでもどこでも携帯、パソコンで演説を確認できるようにしたい

意見提出者	株式会社ルートレック・ネットワークス
1. 項目	特定基地局に関する規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・電波法 27 条の 12 に定められる特定基地局の設置及び運用は総務大臣の認定を受ける必要がありその設置を行う者も総務大臣の認定を受けている必要があると定めている。また認定を受けていない者が運用を行った場合は 1 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処すると定められている ・携帯電話の電波の弱い家屋に電波増強のために設置する小型据え置き型のリピーターもこの特定基地局に位置付けられている。 ・リピーターは窓際などに設置される場合が多く、電源も家庭内コンセントから供給されているにも係らず、窓の開け閉め時や掃除の際の移動、外出時の電源断も法令により許されていない ・この様に家庭内の電波増幅を目的としたリピーターに対しても、起動、電源断、家屋内での移動を法的に規制するのは実状にそぐわないと思われる
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	電波法 27 条の 12 電波法 110 条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電波強度の弱い地域での屋内携帯電話の利活用増強を目的としたリピーターを設置する際には、出力の小さな特定基地局は小型基地局の装置自身が認定を受けたものであればその設置や運用はこの法令から除外して頂きたい ・この規制緩和により電波強度の弱い地域に対して、キャリアは追加のアンテナ建設の負担が軽くなる ・また携帯電話、PHS、スマートホンのユーザーが家庭内からインターネットアクセスを行う際により安定した環境が提供できる ・企業内、店舗内においても電波強度が弱くインターネットアクセスが困難な場所にもより手軽に設置が出来る

意見提出者	ヤフー株式会社
-------	---------

1. 項目	医薬品（市販薬）の情報提供における対面原則の改正
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>市販薬のうち、第1類医薬品と第2類薬品については、2009年6月1日から施行された薬事法施行規則により、対面で情報提供を行うことが求められている。</p> <p>ネット販売やその他の通信販売では対面での情報提供が行われなため、当該市販薬の販売ができない。</p> <p>その結果、以下のような方々の健康維持に関する利益が損なわれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩いて薬局・薬店に行くことができない、体に障害をお持ちの方、お年をとられた方および近くに薬局・薬店のない僻地にお住まいの方 ・ 開店時間中に薬局・薬店に行くことができない共働きの方、子育て中の方、介護中の方 ・ 漢方薬など、一般の流通経路では販売されていない医薬品を服用されている方、近くの薬局では販売されていない常用薬をお使いの方 ・ 近所には品揃えの悪い薬局・薬店しかないという方
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	薬事法施行規則第15条の4
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>「対面販売の原則」の趣旨が「医薬品を安全に服用するための情報提供を行う」ことにするのであれば、通信販売では、店頭では開封前には見ることのできない添付文書を提示したり、各種公式情報へのリンクによる詳細な情報提供を行ったり、メールや電話による相談応需により店頭販売より望ましい情報提供を行うことが可能である。</p> <p>また、当該情報提供・相談応需を、個々の薬剤師の能力に左右されず、必ず一定以上のレベルで行えることも大きなメリットである。</p> <p>法律の趣旨を考慮せず、形式的に対面でないことを理由として通信販売を規制するのは妥当ではない。</p> <p>そのため、第1類、第2類の市販薬についても、ネット上の情報提供に基づきネット販売を可能とすべき。</p> <p>ネット上における情報提供の方法としては、PDFファイルによる説明書の事前提供、医薬品安全情報ホームページへのリンク、メール・電話による薬剤師の相談応需などが有用である。</p>

意見提出者	ヤフー株式会社
1. 項目	公職選挙法によるインターネットを用いた選挙運動の禁止
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>公職選挙法では、文書図画を使った選挙運動が包括的に禁止されており、ビラ、葉書等の一部の手法が限定された態様で認められているに過ぎない。そのため、選挙期間中に立候補者や有権者がインターネットを利用して選挙運動を行うことも禁止されている。</p> <p>昨今、インターネットが国民の情報発信・収集のインフラとして幅広く利用されているにもかかわらず、こと選挙運動では、立候補者が有権者に対してインターネットを用いて情報を発信することができない状況にある。また、有権者がインターネットを利用して立候補者に関する情報を収集したり、自らの考えを公表することも禁止されている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公職選挙法第142条乃至第146条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>公職選挙法第142条以下を改正して、選挙期間中の立候補者や有権者のインターネットを利用した情報発信を適法とし、インターネットを利用した選挙運動を解禁する。</p> <p>これにより、立候補者は、ビラ配布・葉書送付のような費用のかさむ手段を利用することなく、自らの政策や政治信条を有権者に対して広くアピールできる。</p> <p>有権者も選挙に関する多くの情報を手にすることができるようになり、自ら選挙に関する考えを公表することもできるようになる。</p>

意見提出者	ヤフー株式会社
1. 項目	請願・陳情、直接請求における自署または押印の要求
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、衆議院および参議院を通じて行う請願および陳情の手続きにおいては、自署を原則とし、ワープロなどで印刷された文字を使った場合には押印が必要とされている。</p> <p>地方自治法に基づく条例の制定・改廃、地方議会の解散、首長・議員の解職請求等の直接請求についても押印が要求されている。</p> <p>近年インターネットを利用した署名活動が行われるようになっており、そのようなサイトで地域を越えて幅広く集められた要望も国民の声として国政、地方自治に反映されることが望ましいと思われるが、自署性・押印を求められているため、そのような声を伝えることが困難となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>【請願・陳情】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請願法第2条 ・ 衆議院および参議院の請願・陳情提出手順 衆議院 http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_tetuzuki.htm 参議院 http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/seigan.html <p>※ 請願法上は自署性および押印は要件となっていない。</p> <p>【直接請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の制定・改廃：地方自治法74条、地方自治法施行令91条、92条、94条等 ・ 地方議会の解散：地方自治法76条、地方自治法施行令100条等 ・ 議員の解職：地方自治法80条、地方自治法施行令110条等 ・ 首長の解職：地方自治法81条、地方自治法施行令116条等
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	請願・陳情、直接請求において自署または押印のほか、電磁的な方法により収集された意志表示もこれと同等の扱いとする。

意見提出者	ヤフー株式会社
1. 項目	プロバイダ責任制限法とプロバイダの刑事責任
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）は、プロバイダの民事上の損害賠償責任を制限しているが、刑事上の責任については制限していない。</p> <p>民事上の責任だけを考えると、プロバイダ責任制限法はプロバイダに対して常時監視義務を課すものではなく、情報の流通によって権利侵害がされている旨の通知を受けた場合（あるいは自ら知った場合）にはじめて対応すれば足りる。</p> <p>しかし、刑法における幫助犯の構成要件はかなり広く捉えられつつある中、違法な情報の監視等をしていないことが当該情報の発信を幫助したと評価される可能性があり、結果としてプロバイダには常時監視義務が課せられているのに等しい。</p> <p>また、構成要件該当性の判断がプロバイダにとっては困難であり、違法性の錯誤は故意を阻却しないことから、プロバイダ自身の安全確保のために危なそうな情報は全て削除せざるを得ない。</p> <p>そのため、刑事分野において表現規制をしているものについては、プロバイダに対して実際の構成要件を超えて広く削除することを促す結果となっており、インターネットを利用して情報を発信・収集しようとする一般国民の表現の自由を侵害する結果をもたらしている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>プロバイダ責任制限法の適用範囲を刑事上の責任にも拡大する。</p> <p>これにより、プロバイダは萎縮することなく特定電気通信役務を提供することができ、インターネットを通じた情報の流通を促進することができる。</p>

意見提出者	ヤフー株式会社
1. 項目	過去の放送番組の流通の促進
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>過去の放送番組の流通を促進させるための法制度が整備されていない。放送番組等のコンテンツには実演家をはじめとする多数の権利者が存在するが、過去に放送された番組については、権利者の特定が不可能な場合もあり、番組の一部にしか出演していない者も含め全ての権利者から通信での二次利用について許諾を得ることが困難となっている。</p> <p>そのため、世界的にみても高い価値を有するわが国の貴重なコンテンツの多くが死蔵してしまっている。</p> <p>また、ユーザーにはコンテンツの視聴に対するニーズがあるにもかかわらず、適法に適正価格でコンテンツを視聴することができないということが、不正なコンテンツ流通の増加の一因になっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>過去に放送した番組について、その最初の放送をした放送局に通信での二次利用を認めるなど、権利関係をクリアにするための法制度を整備する。これにより、過去の放送番組を適切に利活用することができ、不正なコンテンツの流通の抑止や、二次利用により得られた収益から新たなコンテンツを制作することも可能となる。</p>

意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
1. 項目	遠隔診療の普及を阻害する医師法等の規制緩和について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、遠隔診療が認められている対象・内容は、医師法および厚生労働省通知により、(1)在宅酸素療法を行っている患者(2)在宅難病患者(3)在宅糖尿病患者(4)在宅喘息患者(5)在宅高血圧患者(6)在宅アトピー性皮膚炎患者(7)褥瘡のある在宅療養患者に限られていると認識しております。</p> <p>一方で、ブロードバンド環境の整備や技術の進展により、医療機関と自宅等との間で、高細密な画像伝送やバイタルデータの送信を行える環境が整ってきており、遠隔での保健指導・健康相談のサービスも登場しております。</p> <p>このようなICT環境を用いれば、より多くの遠隔診療が可能になると考えられるなか、前述の規定によって実現できず、結果的にICT利活用の阻害要因にもなっていると考えます。</p> <p>また、医療機関と医師相互間の遠隔診療については、医師法第20条には抵触しないとされているものの、診療報酬上の明確な規定がないため、当該遠隔診療のためのICT環境の構築費用に対して負担感が生じ、結果的に医療機関でおICT環境整備に向けたインセンティブが働かない状況にあるものと考えます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・医師法第20条 ・情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について(平成9年12月24日 健政発第1075号) ・「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」の一部改正について(平成15年3月31日 医政発第0331020号)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>適切な診療行為が行われるという前提のもと、遠隔診療の対象や内容について、より範囲を広げる方向で見直すことを提案します。</p> <p>その際には、ICTに係る技術の進展を考慮し、画像診断等を診療行為に含めることや、診療報酬規定の見直し等により、医療機関においてICT環境整備に向けたインセンティブが働くような仕組みを構築することも有効であると考えます。</p> <p>加えて、各家庭でのバイタルデータ送信に係る宅内機器の普及に向けて国による補助制度等を設けることも、検討に値すると考えます。</p> <p>今後、高齢化社会の進展に伴い、病院での受診患者の増加が予想されるなか、比較的病状が安定している慢性期疾患の方にとっては、定期的な受診行為自体が、時間的・肉体的・精神的に負担になると考えられますが、ICT利活用による遠隔診療の充実によって、これら負担の軽減にも繋がるものと考えます。</p>

意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
1. 項目	インターネット等による医薬品販売の規制緩和について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>改正薬事法施行規則により、一般用医薬品は、そのリスクに応じて第1類から第3類に分類され、同規則改正前は認められていた一般用医薬品の郵便その他の方法（郵便、カタログ、ちらし、インターネット等）を通じた販売について、原則として一般医薬品の場合、第3類医薬品に限定されることになったと認識しております。</p> <p>また、薬局医薬品（医療用医薬品及び薬局製造販売医薬品）については、従来から原則的に薬局において薬剤師が対面で情報提供した上で販売することになっていると認識しております。</p> <p>一方、ブロードバンド環境の整備や情報通信機器の高度化により、高細密な画像伝送等を行える環境が整ってきております。</p> <p>このようなICT環境を用いれば、対面と遜色ない形で医薬品販売が可能と考えられるなか、前述の規定によって実現できず、結果的にICT利活用の阻害要因にもなっていると考えます。</p> <p>また、処方される医薬品を対面でしか購入できなければ、ICTを活用した遠隔診療の利便性等が限定化し、遠隔診療そのものの充実にも繋がらないと考えます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	・薬事法施行規則第15条の4、第159条の14～16 等
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ICTを活用したテレビ電話を通じて薬剤師による説明等を受けることによって、一般医薬品や薬局医薬品を購入できるよう見直すことを提案します。</p> <p>高齢者、体調が悪く外出が困難な方、離島・中山間地の住民の方等にとっては、薬局等に出向くこと自体が、時間的・肉体的に負担になると考えられますが、ICT利活用による医薬品販売の充実によって、これら負担の軽減にも繋がるものと考えます。</p> <p>加えて、ICTを活用した遠隔医療の充実を図るうえでも、必要な見直しであると考えます。</p>

意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
1. 項目	学校その他の教育機関における著作物の複製に関する規制緩和について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>学校その他の教育機関における複製等について定める著作権法第35条第2項の規定のうち、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の解釈を示すものとして、著作権法第35条ガイドライン協議会によって公表された「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」（以下、ガイドライン）においては、「当該授業を受ける者」を「授業を担当する者と物理的に同じ場所で授業を受ける者」とされており、また「授業を同時に受ける者」に関し「オンデマンドで配信する授業を受ける者」は認められていないと認識しております。</p> <p>一方、ブロードバンド環境の整備やユビキタスネットワーク化の進展により、映像・音声を組み合わせたマルチメディア学習や、好きな時間・場所にて好きな内容の授業を受けることを実現できる環境が整ってきており、また電子教科書実現に向けた取組みも始まっております。</p> <p>このような状況のなか、ガイドラインに従った運用では、自宅でのオンデマンド学習の際に、著作権者の許諾無しにデジタルコンテンツが利活用できない等の問題が発生し、結果的にICT利活用の阻害要因になりかねないと考えます。</p> <p>またガイドラインにおいて、デジタルコンテンツの利活用を制限する内容が散見されることから、今後、教育・学習の場においてICT利活用を促進するうえで、支障となるおそれもあります。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製） ・（平成16年3月）「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>技術的な方法にて著作権に係る権利保護を行う前提のもと、教育・学習におけるデジタルコンテンツの使用・複製に対する物理的あるいは時間的な制約を緩和する方向で見直すことを提案します。</p> <p>これにより、例えば、自宅でオンデマンド配信による授業を受けることができるようになる等、より多くの教育・学習機会の創出に寄与するものと考えます。</p>